

# カメルーン 会社設立マニュアル

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）アビジャン事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所 C2A Cameroonに作成委託し、2014年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびC2A Cameroonは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびC2A Cameroonがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：[OBA@jetro.go.jp](mailto:OBA@jetro.go.jp)

ジェトロ・アビジャン事務所  
E-mail：[CDA@jetro.go.jp](mailto:CDA@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

I. カメルーンの概要 .....	1
1.1. カメルーンの歴史および地理 .....	1
1.1.1. 歴史 .....	1
1.1.2. 地理 .....	1
1.2. 人口・人口動態 .....	2
1.3. 言語・宗教 .....	2
1.4. 政治 .....	3
1.5. 経済 .....	3
1.5.1. 主要プロジェクト .....	3
1.6. 外交 .....	7
II. 為替規制 .....	9
2.1. 資本の移動に係る為替規制 .....	9
2.2. 貸し付けに関するルールおよび返済 .....	9
2.3. 直接投資に関するルール .....	10
2.4. 輸出入およびサービスに係る為替規制 .....	10
2.4.1. 輸入 .....	10
2.4.2. 輸出およびサービス .....	10
2.5. 勤労所得および資本の送金 .....	10
2.6. 口座の開設 .....	11
2.7. 違反および処罰 .....	11
III. 国内および共同体域内における競争 .....	13
3.1. 禁止される慣行 .....	14
3.2. 違反および処罰 .....	14
IV. 知的財産権 .....	16
4.1. 特許保護 .....	16
4.2. 商標保護 .....	16
4.3. 意匠 .....	17
4.4. 商号 .....	17
V. 法令の調和（ハーモナイゼーション） .....	18
5.1. ビジネス法の調和 .....	18
5.2. 保険業務の規制 .....	19
5.3. 銀行業務の規制 .....	20

VI. 不動産 .....	22
6.1. 賃貸借契約の締結 .....	22
6.2. 不動産の購入 .....	23
6.2.1. 不動産リース .....	23
6.2.2. 不動産の購入 .....	23
VII. 商事会社に関する法律 .....	25
7.1. 法律に基づいた会社形態 .....	25
7.1.1. 有限会社 (SARL) .....	25
7.1.2. 株式会社 (SA) .....	26
7.1.3. 合名会社 (SNC) .....	27
7.1.4. 単純合資会社 (SCS) .....	27
7.1.5. 営利団体 (Economic Interest Group : GIE) .....	27
7.1.6. 支店 (Branch/ Succursale) .....	27
7.2. 企業設立手続センター (CFCE=The Center of Procedures for the Creation of Enterprises/ Centre de Formalité de Création des Entreprises) .....	28
7.3. 会社設立の手続要件 .....	29
7.4. 会社の解散手続き .....	29
VIII. 信用の保証 .....	30
8.1. 人的保証 .....	30
8.2. 物的担保 .....	30
8.2.1. 動産担保 .....	30
8.2.2. 不動産担保 .....	31
IX. 労働法 .....	32
9.1. 雇用契約 .....	32
9.2. 勤務時間 .....	33
9.3. 労働者の休暇 .....	34
9.4. 年次有給休暇 .....	34
9.5. 雇用契約の中断 .....	35
9.6. カメルーン人の賃金 .....	36
9.7. 外国人労働者の雇用条件 .....	36
9.8. 雇用契約の不履行 .....	37
9.9. 労働争議の解決 .....	38
X. 社会保障 .....	39
10.1. 家族給付制度 .....	39

10.2. 労災保険制度.....	40
10.3. 年金・廃疾・死亡保険制度.....	40
XI. カメルーンの司法制度.....	42
11.1 第一審裁判所（TPI）.....	42
11.2. 高等裁判所（TGI）.....	42
11.3. 控訴院.....	42
11.4. 最高裁判所.....	42
XII. 仲裁手続き.....	43
12.1. 共通司法・仲裁裁判所（CCJA）.....	43
12.2. ICSID.....	43
12.3. カメルーンの仲裁機関.....	43
XIII. カメルーンの税制.....	44
13.1. 一般法に基づいた課税.....	44
13.1.1. 法人税.....	44
13.1.2. 課税方式.....	46
13.1.3. 源泉徴収.....	47
13.2. 個人事業主および自由業者の所得.....	49
13.2.1. 手工芸商工業利益税（BIC= <i>Bénéfice Artisanaux, Industriels et Commerciaux</i> ）.....	49
13.2.2. 農業利益税（BA= <i>Bénéfices Agricoles</i> ）.....	49
13.2.3. 非商業的利益税（BNC= <i>Bénéfices des professions Non Commerciales</i> ）.....	49
13.2.4. 課税標準.....	49
13.3. 株式所得.....	50
13.4. 不動産所得.....	50
13.5. 事業の停止.....	50
13.6. カメルーンからの出国.....	51
XIV 付加価値税（VAT）.....	52
14.1. 納税義務者.....	52
14.1.1. 課税対象事業.....	52
14.1.2. 免除.....	52
14.1.3. 属地主義.....	53
14.1.4. 算定方法.....	53
14.1.5. 物品税.....	54

14.1.6 特別所得税 (TSR) .....	54
14.1.7. 不動産税.....	55
14.1.8. 登記手数料.....	55
14.1.9. 営業税の納付.....	56
14.1.10. 飲料営業付加税の納付 .....	57
XV. 一般的な税制上の優遇措置 .....	58
15.1. 再投資に関する税制 .....	58
15.2. 証券取引優遇税制 .....	58
15.3. 投資プロジェクト優遇制度 .....	58
15.4. 公認の経営（支援）センター .....	59
15.4.1. 優遇措置.....	59
XVI. 特別税制 .....	60
16.1. 鉱業法.....	60
16.2. ガス法.....	60
16.3. 石油法.....	60
XVII. 林業税.....	61
XVIII. 投資優遇措置 .....	63
18.1. 民間投資優遇措置法（the Law relating Fixing Incentives for Private Investment= Loi sur les incitations à l'investissement privé）による優遇措置 ..	63
18.1.1. 資格要件.....	63
18.1.2. 対象業種.....	63
18.1.3. 税制上の優遇措置.....	64
18.1.4. 認可手続き.....	64
XIX. 租税条約 .....	66
19.1 CEMAC（中部アフリカ経済通貨共同体）域外.....	66
19.2. CEMAC 諸国との租税条約.....	66
XX. カメルーンの関税制度 .....	69
20.1 カメルーンの税関組織 .....	69
20.1.1. 管理局（Custom offices/ Bureaux de douanes） .....	69
20.1.2. 警備隊（Custom brigades/ Brigades de douanes） .....	69
20.1.3. 簡易通関手続き.....	73
20.1.4. 戻し税制度.....	73
20.1.5. 加工制度.....	73

# カメルーン会社設立マニュアル

## I. カメルーンの概要

### 1.1. カメルーンの歴史および地理

#### 1.1.1. 歴史

カメルーンの綴りは、ポルトガル時代のCamaroes、ドイツ時代のKamerun、英国時代のCameroon、そしてフランス時代のCamerounなど、植民地統治の歴史の中で変遷してきた。

ドイツが1914年にこの地域を保護領とした後、1914年から1918年の第一次世界大戦を経て、国際連盟はカメルーンをフランスおよび英国の委任統治領とした。フランスが東カメルーンとして大部分の領土を引き継いだ一方、英国が西カメルーンを統治した。

1960年1月1日、「カメルーン共和国」という新しい国名のもと、仏領カメルーンがフランスから独立した。1961年2月11日、国連の監視のもとに西カメルーンで住民投票が行われ、独立およびカメルーン共和国との統合に国民の大半が賛成票を投じた。西カメルーンおよびカメルーン共和国は1961年10月1日に統一された。

こうして東西カメルーンの統合により、カメルーン連邦共和国が成立した。1972年5月20日に行われた国民投票により、カメルーンは「連合共和国」となり、また、1984年の大統領令により「カメルーン共和国」となった。

#### 1.1.2. 地理

カメルーンは、アフリカ大陸の西側、ギニア湾岸の国である。大西洋に面した590キロの入り組んだ海岸線を抱える。国土は、南北に長く（北端から南端まで1200キロ）、三角形に似た形をしており、底辺が北緯2度線、チャド湖と接する頂点が北緯13度線に接している。カメルーンは四方を以下の国々・海域に囲まれている。

- 西方にナイジェリアおよび大西洋
- 南方に赤道ギニア、ガボンおよびコンゴ共和国
- 東方に中央アフリカ共和国
- 北方にチャドおよびチャド湖

陸地面積は合計で約47万5,440平方キロにおよび、人口は推計で1,940万6,100人（2010年）で、アフリカ全体で見ると中規模国である。

### ▶ 土地の起伏

- 低地：マンフェ盆地（南西部）、ベヌエ盆地および北平原
- 台地：カメルーン南部（平均標高650メートル）およびアダマワ（カメルーンの水源地帯、平均標高は1,000メートルであるが、最高地点は2,650メートルに達する）
- 西部高地：カメルーン山脈と呼ばれる玄武岩で覆われた弓なりに続く隆起地帯。山脈のそれぞれの山頂は、標高1,500メートルから4,000メートルに達する。丘陵地帯として特に有名なのが、マンダラ山地（極北州）、アランティカ（北部州）、活火山のオク山（北西州）であり、カメルーン山（南西州）は海拔4,095メートル、アフリカ西部の最高峰である。

### ▶ 気候

赤道地帯は多雨と恒常的な高温が特徴であり、赤道から離れるに従って植生が少なくなっていく。中央州と南部州の高地は、四季がはっきりしているのが特徴である。雨季（3月-6月）、小乾季（7月・8月）、雨季（9月-11月）、大乾季（12月-2月）。これに対して、西部（沿岸州、南西州の山岳部、西部州の高地）では、3月から11月まで9ヵ月連続して雨が降り続く。

熱帯地域は、気温が高く少雨で、スーダン型（雨季が5月から10月まで、乾季が11月から4月まで）か、サヘル型（降雨が極めて不規則で、12月から3月まで雨が降らないサハラ砂漠南縁の気候）である。最低気温は17-18度、最高気温は30-32度である。

## 1.2. 人口 - 人口動態

2010年に公表された最新の国勢調査の結果によると、カメルーンの人口は1,940万6,100人と推定される。2001年時点では、人口が20万人を超える都市が国内に6都市存在し、人口5万人以上の都市は20都市ほどだった。最新の国勢調査によれば、カメルーンでは、現在も、人口に占める女性の割合（50.6%）が男性（49.4%）よりもわずかに多い。

人口の半数が17.7歳未満であり、人口に占める15歳未満の割合が43.6%に達する。60歳以上の人口は、総人口のわずか5.5%にすぎない。都市人口が増え続けているにもかかわらず、人口の過半数（推定で55%から65%）がいまだに農村部に住んでいる。人口密度が最も高い（1平方キロあたり100人以上）のは、西部州、沿岸州、極北州および北西州の各州である。他方で、アダマワ州、東部州、南部州の人口密度は非常に低い（1平方キロあたり15人未満）。

## 1.3. 言語 - 宗教

カメルーンには200以上の言語がある。このため、大半のアフリカ諸国とは異なり、カメルーンには、地域の共通語または支配的言語というものがない。公用語について



は、行政・教育・メディアで、フランス語（人口の80%）および英語（ナイジェリアに隣接する二つの行政区域で使用）の2カ国語が使われている。2カ国語の併用は、植民地時代の遺産であり、そのためカメルーンは、英国圏でもあり、フランス語圏でもある。

カメルーンは世俗国家である。国民の信仰する宗教は、主にキリスト教とイスラム教であるが、アニミズム（animism）信仰も多い。

## 1.4. 政治

カメルーンは大統領制に基づく統一国家であり、行政・立法・司法の三権分立を特徴としている。

## 1.5. 経済

カメルーン経済は主に農業部門に立脚している。ココア、コーヒー、タバコ、綿、バナナが主な換金作物（cash crops）となっている。石油が輸出額の過半を占める。同国の通貨であるCFAフラン（FCFA）は、対ユーロ為替レートが固定されている（1ユーロ＝655.957FCFA）。

1970年代は石油が豊富であったが、今日では財源をさらに多様化し、強化する必要がある。大西洋に面した中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）地域の玄関であり、域内GDPの36%を占める同国は、CEMAC諸国およびコンゴ民主共和国に対して純輸出国であるが、これら各国との取り引きは、カメルーンの貿易総額の5.4%にすぎない。

カメルーンは、HIPCイニシアティブ（Initiative for Heavily Indebted Poor Countries＝重債務貧困国イニシアティブ：債務救済資金を開発プロジェクトの資金調達に転用することを狙いとしている）の完了時点で到達したことにより、2006年6月にパリクラブの債権者（二国間債権者）と多国間債権者から34億7,500万ドル相当の債務免除が行われた。

これにより、パリクラブに対するカメルーンの二国間債務の40%（17億ドル）を負担していたフランスが、債務免除・開発契約（C2D＝Contract on Development of Debt Reduction）を実施することが可能になり、カメルーン経済に10年間にわたって年間約1億ユーロが「注入」されることになった。C2Dは、貧困削減戦略文書（PRSP＝Strategic Document for Poverty Reduction）で認定された優先事項を対象としている。

### 1.5.1. 主要プロジェクト

カメルーンは、HIPCイニシアティブの完了時点で到達したことを活かして大規模工事を推し進める政策を行っており、これに基づいて複数のプロジェクトが進められている。

### 1.5.1.1. 鉄道の近代化

カメルーンは、近隣諸国と結ぶ鉄道の開発を進めており、これにより、孤立していた農業地帯および鉱山地帯を減らすことに取り組んでいる。カメルーンは、主要プロジェクト、特にクリビ深水港の建設と組み合わせた鉱山開発の（南部州の鉄鉱石およびアダマワ州のボーキサイトの採掘）プロジェクトに伴い、現在は総延長 1,000 キロの鉄道網の延長を目指している。2011 年 4 月 28 日、Louis Paul Motazé 計画担当相（当時）により、国有鉄道計画の一次案が発表された。

国有鉄道網を複数の都市に展開することが計画されている。輸出用の鉱物の輸送に加え、域内の物流需要を取り込もうとする試みである。。経済省によると、鉄道網で主要港と同国の鉱業地帯を結び、国内の工業発展を促し、域内への輸出が拡大されるという。

新しい国有鉄道網の建設資金は、推定で 15 兆 FCFA に達する。

### 1.5.1.2. 韓国による公共交通の整備

韓国国際協力団（KOICA=The International Cooperation Agency of Korea）とヤウンデ都市共同体は、公共交通整備事業の一環として、約6億7,500万FCFAの融資契約に署名した。このため、ヤウンデでは、今後数年の間に高速バス、路面電車、ライトレールなどの新たな公共交通が整備されることになる。

その前段階として、公共交通整備事業では、まず、交通計画を策定する。次に、PPP（官民パートナーシップ）によるバス運行システムに関する勧告が行われる。最後に、韓国で行われている公共交通機関の運営・計画に関する知識・技術の移転が行われる。プロジェクトの実施中は、14人の韓国人専門家がカメルーンを訪れ、また、10人以上のカメルーン政府職員が研修のために韓国に招待される予定である。

### 1.5.1.3. 中国による電気通信の近代化

中国の華為技術（Huawei Technologies）によって、2013年に郵便電子化事業（e-post）のデータ・センターがカメルーンに建設された。華為技術によるデータ・センターの建設は、ポール・ビヤ大統領と胡锦涛国家主席（当時）との間で締結された協定案の成果であり、郵便電子化事業の一環として実施された。

資金は、中国輸出入銀行（Eximbank China）の供与した320億FCFAの融資によって賄われている。郵便電子化事業の狙いは、全国の234の郵便局を相互接続することにある。134の郵便局を光ファイバーにより、また100の郵便局を衛星回線により接続する。その完成により、郵便物の授受、送金およびその他の郵便サービスの利便性が大幅に向上するものと期待されている。

また、郵便料金などの各種サービス利用料については、値下げされるものと期待されている。郵便事業のこのような近代化がカメルーン経済全体にとって有益であることは疑いようがない。特に、郵便電子化事業の実施によりカメルーン郵便公社（CAMPOST）業効率が改善され、競争力が高まる点が大きい。これにより、国内配達網の拡充と地域間の均衡も確保できる。

#### 1.5.1.4. 高速道路（ドゥアラ・ヤウンデ間）

同国の経済の中心地であるドゥアラと、政治・行政の中心地である首都ヤウンデとを結ぶ高速道路の建設が課題であり、政府の最重要プロジェクトの一つであることは間違いない。

カメルーン政府は、高速道路の最初の 70 キロについて、当初は中国の規格に従い、ヤウンデからドゥアラへの設計速度を毎時 100 キロ、片側 2 車線とすることで、その建設に中国企業と暫定的に合意している。しかし、全長（250 キロ）については、資金調達のめどがつかないこと、また、当初契約した予算額を既に超過していることから、工事が中断されている。1 日も早く工事を再開できるように、当局があらゆる提案を検討しているのはこのためである。ドゥアラ・ヤウンデ高速道路の建設費用は 4,000 億から 5,000 億 FCFA に達する。工事の内容には、新たに別ルート的高速道路を建設すること、そして既存の国道 3 号線を維持することも含まれる。

カメルーンの 2 大都市を結ぶ道路は渋滞が頻発しているが、この幹線道路の流動性を確保し、潜在的な交通量を実現することが本プロジェクトの目的である。高速道路の事故が多発していることから、基準速度を引き上げ、しかも人・物が安全に移動できるよう確保することが重要な課題である。

#### 1.5.1.5. エネルギー・プロジェクト

カメルーンは 2012 年の初めから、水力発電ダム、特に Memve'ele ダム（資金総額 4,200 億 FCFA）、Lom Pangar ダム（資金総額 2,380 億 FCFA）、Mekin ダム（資金総額 250 億 FCFA）の建設に向け、複数のプロジェクトを立ち上げてきた。いずれのプロジェクトも、同国の水力発電能力を高め、エネルギー不足を緩和するのに寄与するものとされる。カメルーンの開発可能な包蔵水力は、サブサハラアフリカでコンゴ民主共和国に次ぐものの、その 5% に相当する 1,000MW しかまだ利用されていない。

電力の販売を手掛ける米国の電気事業グループ AES は、ヤッサにある火力発電所およびクリビのガス・プラントの建設により、2001 年から発電設備容量を拡大し始めた。

「電力部門の近代化および発展に関する 2011 年 12 月 14 日の法律第 2011/022 号」により、電力分野の本格的な改革が実現した。カメルーン政府は、この法律に基づき、配電網の管理を行う国有企業を設立することを決定した。

### 1.5.1.6. クリビの深水港

クリビに建設が進められている複合工業港（資金総額 4,260 億 FCFA）が、カメルーンにとって重要な大規模インフラ・プロジェクトの一つであることは間違いない。

このプロジェクトを立ち上げるにあたってカメルーン政府は大きな熱意を示した。その背景には、各種鉱工業プロジェクト（アルミ、ボーキサイト、鉄など）の開始によって、同製品を積み出すための深水港の必要性が高まったことがある。鉱工業製品の積み出し能力強化のニーズに基づき、さまざまな特殊ターミナルを持つ一般港を備えた複合港湾施設が設計された。新港が完成すれば、ドゥアラ港の最高で 1 万 5,000 トン、喫水 6-7 メートルまでの船舶、しかも水路を常時浚渫しなければならないという制限から解放されることとなる。

クリビ港では、10 万トン、喫水 15-16 メートルまでの大型貨物船が接岸できることが見込まれている。また、30 キロ離れた Lolabé の町には、30 万トン、喫水 24 メートルの鉄鉱石運搬船に対応できる埠頭を建設し、そこから年間 3,500 万トンの鉄鉱石の輸出が計画されている。

また、プロジェクトには、道路・鉄道インフラまたはエネルギー・情報通信インフラの整備のみならず、工業エリアや観光特区の整備も含まれている。これらの施設が四つの拠点に展開される。基本的なインフラは国が整備し、民間投資家はそれぞれのターミナル建設を BOT 方式で受注、柔軟性に富んだ PPP（官民パートナーシップ）プロジェクトのメリットを享受することができる。。

### 1.5.1.7. SONARA の工場の拡張

カメルーンは、2011 年の初め、国内唯一の石油精製会社であるカメルーン国営石油会社（SONARA）の工場の拡張および近代化に着手した。これが、大統領の発表した「偉大な野望（great ambitions）」計画の目玉事業の一つであることは間違いない。

困難な国際金融情勢にもかかわらず、SONARA の総裁は、現地の銀行・多国籍金融機関の子会社のシンジケートからの資金調達に成功した。ドナー・コミュニティは、SONARA 経営陣を信頼し、拡張工事の第 1 期工事分としておよそ 1,500 億 FCFA の融資に合意した。第 1 期工事完了後すぐに、第 2 期工事に着手する予定である。第 2 期工事の費用は 2,000 億 FCFA と推定され、プロジェクトの総工費は 3,500 億 FCFA に及ぶ。

10 を超える原油・石油製品の貯蔵タンクの建設と、製油所の在庫管理を効率化する新機能の導入が、この拡張プロジェクトの柱になる。さらに、真空蒸留システムの導入により、原油の性質に応じて、常圧蒸留から発生する廃棄物を大量に処理することが可能になり、製油所の運営を効率化できる。1981 年に製油所を建設した際には、このような点が考慮されていなかった。

SONARA としては、国内市場を十分に確保しているため、既に同社の生産量の 40% を占め、旺盛な需要のある近隣国およびギニア湾岸諸国、特にナイジェリアおよび中央アフリカ共和国を含めた海外市場でのプレゼンスを高め、市場開拓を目指している。

#### 1.5.1.8. ヴーリ川の第2架橋の建設

1954 年にフランスが建設したヴェーリ川の架橋が飽和状態にあるため、第 2 架橋を建設することが急務になっている。そこで、Sogea-Satom グループが第 2 架橋の建設工事契約を総予算 840 億 FCFA で落札したが、その資金の大半はフランス開発庁からの資金援助で賄われる。

公共事業相は、2013 年 1 月 25 日、カメルーンの経済的中心地ドゥアラを視察した際に、ドゥアラのヴェーリ川第 2 架橋の建設を 7 月か、遅くとも 2013 年 8 月までに開始すると発表した。

現在ある橋のすぐ下流に建設される全長 850 メートル、5 車線の道路と複線の鉄道が通る第 2 架橋が完成すれば、工業団地およびドゥアラ自治港 (Autonomous Port of Douala/Port autonome de Douala) への車と鉄道によるアクセスの改善、東方向 (ヤウンデ) に向かう幹線と西側の (バフーサムに向かう) 幹線の沿線にあるカメルーン内陸部や近隣諸国を結ぶ輸送チェーンの連続性の確保、主要な農産物の内陸部からドゥアラへの輸送の促進、ドゥアラ市の右岸の開発の促進、兩岸の間の交通の拡大による流通の改善といった効果が期待できる。

### 1.6. 外交

#### 1.6.1. カメルーンに置かれている外国公館など

G20 諸国のほとんど (南アフリカ、カナダ、米国、ブラジル、中国、韓国、日本、ロシア、欧州連合、ドイツ、フランス、イタリア、英国、トルコなど) がカメルーンに公館を設置している。同様に、大多数の国連組織も、カメルーンに事務所を構えている。

#### 1.6.2. カメルーンに事務所を置く世界の金融・開発機関

- 世界銀行
- 国際通貨基金 (IMF)
- 中部アフリカ諸国銀行 (BEAC)
- アフリカ開発銀行 (ADB)
- オランダ・ボランティヤ財団 (SNV)

- フランス開発庁 (AFD)
- 米国国際開発庁 (USAID)
- ドイツ国際協力公社 (GIZ)
- カナダ国際開発庁 (CIDA)

## II. 為替規制

CEMAC 加盟国の為替規制の調和（ハーモナイゼーション）に関する 2000 年 4 月 29 日の共同体規則（CEMAC 規則）により、全 CEMAC 諸国の為替規制が共通化された。

CEMAC規則は、CEMAC加盟国（カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、チャド、赤道ギニアおよび中央アフリカ共和国）と、ほかのフラン通貨圏諸国との取り引きには適用されない。従って、フランスも、UEMOA（西アフリカ経済通貨同盟）加盟諸国（ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ、コートジボワール）も、CEMAC規則の適用対象外である。このため、以上の地域への支払いは原則自由であるが、一部の融資、直接投資、有価証券関連業務には一定の制限を課すことが提案されている。

これらの国々への支払いは、上記のように自由であるが、それでも次の2つの条件を満たす必要がある。それは、統計目的のための申告手続き、および、支払金額が100万FCFAを超える場合、支払いの根拠書類の提示である。

### 2.1. 資本の移動に係る為替規制

CEMAC域内の資本の移動は自由である。資本のみならず、企業活動の譲渡および停止から生ずる給付・利益についても自由に移転することが認められている。外国為替公認銀行（authorized dealer）は、資金源を監視する義務のみを負う。

ただし、CEMAC規則では、海外の国々、特にUEMOA諸国、フランス、ほかの第三国との一定の資本取り引きに関する特別なルールを定め、管轄当局による監督を認めている。また、規則第5条により、一定の貸し付けおよび1,000万FCFAを超える外国有価証券の取り引きは、通常、事前に監督官庁に届け出る必要がある。これ以外の取り引きについては、統計用の申告のみ必要とされている。

### 2.2. 貸し付けに関するルールおよび返済

CEMAC規則では、行政による許認可を必要としない貸し付けの概要を定めている。対象は、認可済みの海外直接投資に関する貸し付け、1億FCFAを超えない額の貸し付け、国内に支店を有している認可銀行による貸し付けである。

居住者または非居住者が契約した貸し付け、または返済であって、認可対象外のものは、すべて30日以内に財務省および中央銀行に申告しなければならない。

## 2.3. 直接投資に関するルール

海外からCEMAC諸国への投資であれ、CEMAC諸国から海外への投資であれ、1億FCFAを超える直接投資は、実行の30日前までに財務省に届け出なければならない。投資内容が「留保利益の再投資」による増資である場合には、前記の届出義務が免除される。

CEMAC圏から海外への、または海外からCEMAC圏への「直接投資の決済額」が1億FCFAを超える場合には、実行の30日前までに所轄行政当局に申告しなければならない。

いずれの場合も、直接投資が1億FCFAを超えない場合には、認可銀行が送金を確認し、実行するだけでよい。

## 2.4. 輸出入およびサービスに係る為替規制

### 2.4.1. 輸入

CEMAC規則では、500万FCFAを超える額の財・サービスの輸入、外国との取り引きには保険を付し、外国為替公認銀行を介して決済し、統計用の申告を行わなければならないと定められている。さらに、商品・サービスの輸入額が1億FCFAを超える場合には、根拠書類のチェックに加え、より厳格な確認手続きが行われることとなる。

いずれにせよ、支払金額が1億FCFAを超えない場合でも、外国為替公認銀行は、見積書とその他の支払い根拠書類を必ず要求しなければならない。

### 2.4.2. 輸出およびサービス

すべての輸出関連取り引きは、所轄行政当局への届出が必要である。さらに、取引額が500万FCFAを超える場合、CEMAC域内の銀行を介しての決済が必要である。また、輸出による収益は、30日以内に回収し、本国に送金しなければならない。こうした収益を外国通貨で得た場合には、前記の30日の期間内に中央銀行に預託しなければならない。

さらに、輸出申告書（export declaration）を、貿易相または財務相に提出しなければならない。サービスに関連する取り引きのルールも商品の場合と同じである。

## 2.5. 勤労所得および資本の送金

非居住者の勤労所得のCEMAC圏の内外への送金は自由である。ただし、非居住者がCEMAC域外に送金する場合には、雇用契約および給与明細書を提出する必要がある。



同様に非居住者による、認可済みまたは認可対象外の取り引から発生した利益、配当、利息、ロイヤルティなどの資本収益のCEMAC域外への送金も自由である。

ただし、居住者の所得の送金に関する指令第4/CM/UMAC/BEAC号では、次の書類を提出するよう義務付けられている。

- ・ **配当および利益：**
  - 税務当局の承認を受けた貸借対照表および損益計算書
  - 会社の業績を承認する定時株主総会議事録で、利益配分および配当額が記載されているもの
  - 身元、住所、国籍および保有株式数が記載された、国外居住株主の名簿
  
- ・ **職務手当：**
  - 総所得および純所得が記載された、海外に居住する管理職のリスト
  - 職務手当を決定した議決の議事録
  
- ・ **不動産収入：**
  - 賃料が記載された賃貸借契約書その他の同等の書類、およびこれに関連する税の納付領収書
  - 3カ月以内に発行された建物の所有権証明書
  
- ・ **利息および貸し付け：**
  - 当座貸し越し・融資の契約書
  - 融資の返済を証明する銀行の証明書
  - 所轄当局に提出する貸し付けの申告書
  - 取引先への当座貸し越しを示す証拠
  - 支払手形台帳

## 2.6. 口座の開設

法人のみであるが、財務相の特別な許可を得ない限り、居住者は、外貨口座を開設できない。ただし、非居住者はCFAフラン建ての外国口座、および外貨口座を自由に開設できる。

## 2.7. 違反および処罰

輸出入業務に関連する義務および手続きに違反した場合、違反に係る価値または金額の50%の罰金の支払いが命じられる。

CEMAC規則に対するその他の違反、特に事前承認の懈怠または規則の付帯条件に対する違反には、これに係る額の20%の罰金の支払いが命ぜられる。

### III. 国内および共同体域内における競争

カメルーンでは、商工業の自由の原則の当然の帰結として、商品の価格が自由競争により原則として自律的に決定される。ただし、国内市場および中部アフリカ経済通貨共同体市場（CEMAC）のいずれにおいても、反競争的慣行を罰する法令がある。これには、次のものがある。

- 競争に関する1998年7月14日の法律第98/013号
- 反競争的商慣行を規制する規則第1/99/UEAC-CM-639号
- 加盟国間の貿易に悪影響を及ぼす国家の慣行を規制する規則第4/99/UEAC-CM-639号

#### ▶ 価格に対する規制

カメルーンでは、商行為に適用される法（8月10日の法律第90/031号）第12条に従い、競争により価格が自由に決定される。

ただし、一部の製品・サービスの価格は、2008年5月5日の命令第11/CAB/MINCOMMERCE号の手続きに従って事前承認を受ける必要がある。以下の品目が対象となる。

1. 水およびこれに関連するサービス
2. 電気およびこれに関連するサービス
3. 海上輸送に対する補助的サービス
4. カメルーン国内の自治港のサービス
5. 道路・鉄道による集団旅客輸送
6. 家庭用ガス、工業用および医療用ガス
7. 医薬品および病院用品
8. 鉄筋
9. 砂糖
10. 牛乳
11. 書籍および教科書
12. 粗パーム油
13. 輸入冷凍魚
14. 小麦粉

15. コーンミール
16. 輸入米
17. 食卓塩
18. 食用油
19. 輸入ポルトランドセメント
20. ホテル・観光施設の提供するサービス
21. 公営住宅
22. 学校および大学の住宅

### 3.1. 禁止される慣行

次の行為から派生する反競争的慣行が、国内法で禁じられている。

- 企業間の協定または取り決め
- 支配的な地位にある企業または企業グループによる、地位の濫用
- 合併・買収

CEMAC共同体規制により禁じられる行為：

- CEMAC加盟国間の貿易に悪影響を与え、かつ競争を制限しまたは歪める効果をもたらすと判断される企業間の一切の合意、企業連合による決定、協調行動
- 供給者に本来認められている事業機会を制限するか、供給業者または市場へのアクセスを制限するか、流通業者が平行輸入を行うのを特に禁止するような参入障壁を形成すると認め得る程度の効果を有する企業の集中
- CEMAC共通市場またはその一部において支配的な地位にある一つまたは複数の企業による、地位の濫用
- 一部の企業または一部の製品を支援することで競争を歪めるか、そのおそれのある、政府による支援または政府の資源を用いた支援

### 3.2. 違反および処罰

カメルーンでは、国家競争委員会（National Commission of Competition/ Commission Nationale de la Concurrence）が、競争に関するルール遵守を確保している。同委員会

は、罰金、違反の慣行をやめさせるための差止命令、また差止命令に付随する可能性のある罰金または賠償金の支払いなど、多様な制裁手段を有している。

罰金の額は、違反が行われた年の前年に、カメルーン市場で得た利益の**50%**または売上高の**20%**に相当する額である（反競争的な協定の履行、合併に関する規定への違反、市場における支配的地位にある企業の場合）。

共同体レベルでは、地域競争監視機関（Organe de Surveillance de Concurrence）および地域競争評議会（Conseil Régional de la Concurrence）が競争に関する共通ルールの適用を監視している。

地域競争評議会は、禁止される協定の全参加企業に対して、最後の会計年度に共通市場において当該商品の販売により達成された売上高の**5%**以下（課税額を除く）、または禁止行為を行っている間に得た利益の**75%**に相当する罰金を課することができる。禁止対象の合併または支配的地位の濫用も、これと同様の方法で処罰される。

さらに、禁止行為に従事した企業の経営者に禁固刑が科される場合もある。また、地域競争評議会により、決定された納付日から、滞納1日あたり**50万**から**1,000万FCFA**の追徴金を課される場合もある。

## IV. 知的財産権

カメルーンは、アフリカ知的財産機関（OAPI = African Intellectual Property Organization/ Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）の加盟国であり、OAPIの本部が置かれている。OAPIには、現在16カ国（ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、モーリタニア、ニジェール、チャド、セネガル、トーゴ、マリ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア）が加盟している。

OAPIは、1977年3月2日に採択されたバンギ協定（Bangui Agreement）によって創設された後、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定=Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement）と適合させるために1999年2月24日に改定された。

OAPIが創設されたのは、加盟国が、それぞれの領土および知的財産権を可能な限り効果的かつ統一的な方法で保護したいと希求したためである。このため、OAPIは、各加盟国の国内知的財産権庁として、あらゆる種類の知的財産保護を管理し、その事務を処理している。OAPIの権利付与により、すべての加盟国で有効な権利が自動的に生ずる。

本報告書の趣旨から、以下では工業・商業所有権（特許、商標、意匠および商号）の保護のみを対象とする。

### 4.1. 特許保護

カメルーンにおいて自らの創作を保護することを希望する発明者は、特許の出願書類をOAPIまたは産業省に提出するか、または受領確認付きの書留郵便で送達する。

特許の権利者は、特許出願日から20年間の排他的権利が付与される。特許権を維持するためには、特許出願の毎年の応当日までに年金を支払う必要がある。出願人が所定の期間内（6カ月の猶予期間を含む）に年金を納付しなかった場合には、その権利を剥奪される。

特許権は、侵害行為から保護される。

### 4.2. 商標保護

商標とは、ある会社の製品またはサービスを識別するために用いられる視覚的標章をいう。商標保護を求める者は、自分でまたは代理人を通じて、自己の住所地に所在する民

事裁判所の書記課にその標章を寄託する。書記官は、書類の受理と引き換えに記録の写しを発行し、書類を 5 日以内に OAPI に送達する。標章が保護要件を満たす場合、OAPI は、その標章を商標として登録し、商標登録簿で公開する。

商標登録は、原則として、最初に寄託した者に帰属し、保護期間は 10 年間であり、同一の期間について無制限に更新できる。

### 4.3. 意匠

意匠保護を受けるためには、OAPI に登録することが必須条件である。意匠登録出願人の住所地に所在する民事裁判所の書記課に意匠を寄託し、寄託を受理した書記官は、記録を作成し、その写しを出願人に発行し、書類を 5 日以内に OAPI に送達する。OAPI は、様式要件に照らして出願書類を審査し、意匠または工業モデルが新規性および特別な外観を備えている場合に登録証を発行する。

意匠または工業モデルの登録証により付与される保護期間は、登録出願日から 5 年である。更新料さえ払えば、この保護期間を 5 年ずつ、2 回連続して延長することができる。

### 4.4. 商号

商号とは、商業、工業、農業または手工芸の組織団体が、その名称のもとで知られ、かつ経営されるような名称であると定義される。

商号は、OAPI に出願することによって登録が可能である。民事裁判所に書留郵便で送達するか、同書記課に寄託すると、書記官は 5 日以内に OAPI に書類を送達する。OAPI は、商号が保護要件を満たしていれば、登録および公開の手続きを進める。

商号登録は、出願日から 10 年間有効である。ただし、この登録により付与される権利は、10 年ごとの継続登録更新によって無期限に保持できる。

## V. 法令の調和（ハーモナイゼーション）

近年、カメルーンを含む複数の国々のルールを共通化することを目指して、幾つかの商業分野の調和を進めている。

### 5.1. ビジネス法の調和

1993年10月17日にポートルイスで調印され、2008年10月17日にケベック（カナダ）で改正されたアフリカビジネス法規調和条約により、アフリカビジネス法規調和機構（OHADA = The Organization for the Harmonization of Business Law in Africa / Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires）が創設された。この条約は、投資家の信頼を回復し、締約国間の貿易を促進するために、経済活動の法律司法による安全を回復することを目的としており、また、ほかにも次のような狙いがある。

- 共通、簡易、近代的かつ経済情勢に適したルールを各国に提供すること
- 迅速かつ効果的な商事紛争解決手段としての仲裁手続きの導入を促すこと
- 治安判事、司法職員に対する職業教育を改善すること
- 地域の経済的統合に備えること

OHADAは現在、次の17カ国で構成される：UEMOA圏の8カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）、CEMAC圏の6カ国（カメルーン、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ共和国、チャド）、コモロ、ギニアおよびコンゴ民主共和国。

ほかの国々（ナイジェリア、ガーナ、サントメプリンシペ）も、OHADAへの関心を表明している。

1998年から、商業分野を規制する9の新統一法（Union Act）が段階的に採択された。閣僚理事会（the Council of Ministers）によって、まず、次の三つの統一法が1997年4月17日に採択され、これらの統一法が1998年1月1日に加盟国で施行された。

- 商事一般法に関する統一法（統一商法）  
*Union Act relating to General Commercial Law/ Acte uniforme relative au Droit commercial general*
- 商事会社および営利団体の規制に関する統一法  
*Union Act relating to Commercial Companies and Economic Interest Groups/ Acte uniforme relative au droit des societees commerciales et du groupement d'intérêt économique*



- 統一証券法  
*Union Act organizing Securities/ Acte uniforme portant organization des sùrtés*

次に、閣僚理事会によって、以下の一連の統一法が採択された。

- 簡易回収手続きおよび執行手段に関する統一法（1998年7月10日施行）  
*Uniform Act organizing Simplified Recovery Procedures and Measures of Execution/ Acte uniforme relatif aux procédures simplifiées de recouvrement et des voies d'exécution*
- 債務返済のための集団訴訟手続きに関する統一法（1999年1月1日施行）  
*Uniform Act organizing Collective Procedure for Wiping off debts/ Acte uniforme relatif aux procédures collectives d'apurement du passif*
- 仲裁手続きに関する統一法（1999年3月11日採択、1999年6月11日施行）  
*Uniform Act on Arbitration/ Acte uniforme relatif au droit de l'arbitrage*
- 企業会計およびその調和に関する統一法（2000年3月23日採択、2001年1月1日および2002年1月1日の2段階で施行）  
*Uniform Act on the organization and harmonization of business accounting/ Acte uniforme portant organisation et harmonisation des comptabilités des entreprises*
- 物品の道路運送契約に関する統一法（2003年3月22日採択、2004年1月1日施行）  
*Uniform Act relating to contracts of carriage of goods by road/ Acte uniforme relatif aux contrats de transport de marchandise par route*
- 協同組合の権利に関する統一法（2010年12月15日採択、2011年5月15日施行）  
*Uniform Act on the right of cooperatives/ Acte uniforme relatif au droit des sociétés coopératives*

閣僚理事会は、統一商法および統一証券法を2010年12月15日に改定、各改正統一法は、2011年5月15日に施行された。

## 5.2. 保険業務の規制

アフリカ保険市場会議（CIMA=Inter-African Conference on Insurance Markets/ Conférence Interafricaine des Marchés d'Assurances）加盟国（ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コートジボワール、ガボン、赤道ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、チャドおよびトーゴ）政府は、1992年7月10日に

ヤウンデ（カメルーン共和国）でアフリカ保険市場会議設立条約に調印した。14 の締約国のうち、コモロのみ、まだ条約を批准していない。

CIMA 条約は 1995 年 2 月 15 日に発効した。この条約には、アフリカのすべての国が加盟できる。CIMA 加盟国は、ギニアビサウが 2002 年 4 月 15 日に加盟したことで 13 カ国から 14 カ国に増えた。

各国の保険分野担当の閣僚は、極めて広範な決定権を有する新組織の設立を念頭に置いて CIMA 設立条約に署名したことは間違いない。このため、規制機関である地域保険規制委員会（CRCA=Regional Commission of Insurance Control/ Commission Régionale de Contrôle des Assurances）を含め、CIMA に一切の監督権限が集中している。国家に専属管轄権が残されているのは、保険仲介業または保険分野に関連する技術的専門家の活動に関する規制の分野である。保険会社およびその経営者に対する許認可権、支払能力を継続的に監視する権限、業務を停止させる権限、制裁として認可を取り消す権限など、ほかの一切の一般的保険監督権限は、地域機関に委譲される。

また、CIMA は、最高機関である閣僚理事会を通じ、保険分野全体の政策を決定し、統一法を策定し、解釈し、改正する。閣僚理事会は、CRCA が保険会社について下した決定に対する唯一の上訴機関である。

保険業務は CIMA 法と呼ばれる統一法により規律されている。

### 5.3. 銀行業務の規制

中央アフリカ諸国の銀行規制の調和を図るための1992年1月16日の協定は、地域の統一的な監督を確保することが狙いである。その役割を担うのが中部アフリカ銀行委員会（COBAC=Banking Commission of Central Africa/ Commission Bancaire de l'Afrique Centrale）である。COBACは、複数の段階で銀行業務に介入する。

- 設立時の介入：金融機関およびその取締役・監査役の承認に係る意見の発出。銀行の最低資本金額が100億FCFAである点に留意。
- 事業活動中の介入：金融機関の諸状況の変更（増資、法律に基づいた組織再編、株式の取得）に対する事前承認、経営者の任命に対する異議など
- 事業活動終了時の介入：銀行の清算人の任命

銀行制度は、今日、全体として良好な状態にあるとみられる。

カメルーン市場で営業許可を得ているのは次の銀行である。

銀行名	略称	住所	私書箱	所在地	電話 (+237)	FAX (+237)
Afriland First Bank		Place de l'indépendance	11834	Yaoundé	22 23 30 68 22 22 58 37	22 22 17 85 22 23 91 50
Banque Atlantique		Avenue de Gaulle (place Joss)	2705	Douala	33 43 20 55 33 43 20 49	33 43 20 46 33 43 20 48
Banque Internationale du Cameroun pour l'Épargne et le Crédit	BICEC	Avenue du Général de Gaulle	1925	Douala	33 42 84 31 33 42 26 03	33 42 12 26
Citibank NA Cameroun		96 Rue Flatters	4571	Douala	33 42 42 72 33 42 40 74	33 42 40 74
Commercial Bank of Cameroon	CBC	Rue Joss Bonanjo	4004	Douala	33 42 02 02	33 43 38 00 33 42 38 02
SCB Cameroun	SCB			Douala	33 43 54 00 33 43 54 02 33 42 54 00	33 43 54 13 33 43 54 12 33 43 54 64
Ecobank Cameroun SA	EBC	Boulevard de la liberté	582	Douala	33 43 82 51 33 42 15 08	33 42 15 19
National Financial Credit	NFC	Immeuble Hajal Massad	6578	Yaoundé	22 22 87 80 22 22 87 83	22 22 87 81
Standard Chartered Bank Cameroun		Rue Joffre		Douala	33 43 52 00 33 42 52 52	33 42 27 89
Société Générale des Banques du Cameroun	SGBC	Rue JOSS	4042	Douala	33 42 70 10 33 42 80 75	33 42 87 72 33 42 71 32
Union Bank of Cameroon	UBC	Immeuble Kassap	15569	Douala	33 42 25 08 33 43 64 03	33 42 24 51 33 42 93 75
United Bank For Africa	UBA	Boulevard de la Liberté-Akwa	2088	Douala	33 43 36 83 33 43 36 39	33 43 37 07

## VI. 不動産

部屋の賃借、不動産の購入、自らの建物を建設するための土地区画の取得など、投資家には複数の選択肢が用意されている。

### 6.1. 賃貸借契約の締結

本報告書でいう「賃貸借」とは、OHADA の商事一般法に関する統一法の規定が適用される、業務用途の賃貸借を指す。

➤ **形式、期間：**

業務用途の賃貸借契約には特定の定型様式が存在しない。契約は、文書・口頭のいずれでもよい。両当事者は、賃貸の期間を自由に設定できる。賃貸借契約が文書による場合は、私文書として締結されたものとみなされる。ただし、期間が 3 年を超える賃貸借契約を締結する場合には、公正証書に関する 1961 年 6 月 27 日の法律第 61/20 号第 1 条 1 項(b)の規定により、公正証書の形式としなければならない。

➤ **賃貸借契約の更新：**

契約条件に沿って物件を適切に使用している場合、賃借人 (lessee) は 2 年間で最低期間として賃貸借契約を更新することができる。

➤ **賃貸借契約の譲渡：**

賃貸借契約を譲渡する場合、これについて、賃借人は、執行人 (bailiff) を通じ、または名宛人による受理確認依頼を付したほかの手段により賃貸人 (lessor) に通知しなければならない。

さらに、賃貸借契約に別段の定めがあるか、または賃貸人との相互の合意によらない限り、全体または一部の転貸は禁じられている。

➤ **賃料の改訂：**

賃料は、賃貸借契約の当事者間の定めに従って改訂することができる。当事者は、賃料の定期的な改訂について自由に定めることができるものの、期間の定めのない場合には、契約期間が 3 年以上の賃貸期間を規制する商事一般法に関する統一法の規定に従わなければならない。

## 6.2. 不動産の購入

カメルーン国内の不動産の購入に関しては、不動産リースまたは購入により所有権の譲渡が行われる。

### 6.2.1. 不動産リース

2010年12月21日の法律第2010/020号では、カメルーンにおけるリース業務の法的枠組みを定めている。不動産リースは、建築済みもしくは建築予定の不動産物件で、業務用に利用される物件を対象としている。

不動産リースは、公正証書で確定し、不動産の所在地の土地登記簿に登録する。

### 6.2.2. 不動産の購入

#### ▶ 個人の私有地の取得

土地保有に関する1974年7月6日の省令第74-1号の規定により、カメルーンに投資したいと考える外国籍の自然人または法人は、国境地域にあるものを除いて、不動産の賃貸借契約を結ぶか、購入することができる。この目的により個人間で作成した文書は、国有財産を所管する大臣の承認を得なければならず、その懈怠は無効事由となる。

法律上は、個人間の不動産取り引きは公証人の面前で行うことが義務付けられている。また、公証人は、譲渡証書を税務署に登録し、土地権利書を国有財産土地保全局に送達する。

土地権利書は、不動産に関する正式な証明書である。不動産取り引きは、譲渡または分割により、当事者間で行うことができる。土地所有権の譲渡は、無償であれ、有償であれ、建物の全面的な譲渡後に完成する。漸次的に建物の区分販売または共有により建物に対する所有権が分割された場合、土地所有権も分割される。

#### ▶ 国有地の取得

国有財産の管理手続きを定める1976年4月27日の命令第76-166号により、国家当局は、国有地を占有することを希望し、その開発プロジェクトを有する者にこれを払い下げること（「コンセッション=concession」）ができる。払い下げは、予備段階および最終段階の2段階で行われる。

まず、国有財産局に仮コンセッション申請を行う。国有財産局の局長が事案を知事に付託、諮問委員会が招集される。委員会は、現地を視察し、国有財産の所管大臣に報告書を提出し、その中で土地の権利関係、あるいはその土地におけるプロジェクトの実現可能性について根拠ある意見を述べる。

買い主は、契約条件に従い、その土地を5年以内に開発しなければならない。所轄官庁が土地の開発状況を確認した後で最終的なコンセッションが決定される。自らに課せられた責務に違反した業者は、不動産に対する権利を失い、委譲が終了する。

外国人に対しては永代賃貸借しか認められておらず、国有財産を開発しても最終コンセッションには至らない点に留意すべきである。

➤ **建築許可および設置許可**

建築許可は、当局（関係する自治体の首長または政府の出先機関）による行政許可であり、新築または既存建築物の増改築の前に取得しなければならない。これは、建築物の一種の身元証明であり、これがない建物は存在しないものとみなされる。建築許可は、建物を建てる用地の所有権がある場合にのみ発行される。

➤ **MAGZI (*Mission d' Aménagement et de Gestion des Zones Industrielles* : 工業団地計画管理機関)**

MAGZIは、国に代わって主契約者として商工業地帯を開発する公的機関である。MAGZIは、産業・鉱山・技術開発省の下部機構であり、工業団地の開発を担当する。完成した工業団地または投資家向けの未完成の工業団地がカメルーンの全土に存在する。申請は、MAGZIの所定の用紙で行う。用地の1平方メートルあたりの利用料は、そのゾーンの開発度にもよるが、年間500FCFAから3,000FCFAの範囲である。

## VII. 商事会社に関する法律

カメルーンでは、商事会社（Commercial Companies/ Société Commerciales）の設立  
が、商事会社および営利団体の規制に関する統一法（以下、「統一法」）により規律  
されている。

OHADA統一法第10条および公正証書に関する1961年6月27日の法律第61/20号の規定に従  
い、会社の基本定款は公正証書でなければならず（つまり、設立する会社の登記する  
本店の所在地において公証人の前で署名するか、または公証人が附属定款とともに  
受け取る必要がある）、その懈怠は無効事由となる。

### 7.1. 法律に基づいた会社形態

#### 7.1.1. 有限会社 (SARL)

有限会社は、その目的にかかわらず、商事的性格を有する会社であり、構成員（パー  
トナー＝partners）個人は事業者としての性質を備えず、出資額を限度として会社の  
債務に対する責任を負う。構成員の権利は株式持ち分に応じ、株式持ち分額面金額は  
5,000FCFA以上でなければならない。

株式持ち分は第三者に自由に譲渡できない。株式資本の少なくとも4分の3以上の構  
成員の過半数の同意を得た場合にのみ持ち分を譲渡できる。株式持ち分は、登録式・持  
参人払い方式を問わず、証券を発行することは認められない。構成員の権利は、定  
款、通常は付与される株式持ち分の譲渡証書に由来する。

➤ **組織形態：**

有限会社を設立する構成員は、1人（単一株主）でも複数（複数株主）でもよい。

➤ **最低資本金額：100万 FCFA**

➤ **会社の経営**

有限会社は、定款または別の行為（総会）で選任される1人または複数の経営者（個  
人）によって経営される。

### ➤ 監査役

統一法第376条の定める三つの条件のいずれかを満たす場合には、監査役を選任しなければならない。

- 株式資本が1,000万FCFAを超える場合
- 常勤職員が50人を超える場合
- 売上額が2億5,000万FCFAを超える場合

### 7.1.2. 株式会社 (SA)

株式会社は、一人の株主によって設立が可能である。株式会社は、株主が事業者 (trader) としての性質を備えず、出資額を限度として会社の債務に対して責任を負う。株主の権利は株式に応じ、定款に別段の定めのない限り、第三者に自由に譲渡できる。株主間における株式の譲渡については、当然制限はない。

カメルーンで株式会社を設立するためには、1,000万FCFAの最低資本金額が必要である。現物出資は、設立時に全額払い込まなければならない。現金出資は、設立時に4分の1を、商業登記簿 (the Trade and Personal Property Credit Register/ Reistre du Commerce et du Crédit Mobilier) に登記した日から3年以内に残額を払い込まなければならない。株式の額面は1万FCFA以上でなくてはならない。

### ➤ 会社形態

- 取締役会を設置する株主の数が3人以上の株式会社
- 代表取締役を設置する、株主の数が2人または3人の株式会社 (取締役会を設置しない)
- 株主が1人しかいない単一株主株式会社 (取締役会を設置しない)

### ➤ 最低資本金額：1,000万FCFA

### ➤ 会社の管理

- 取締役会を設置する株式会社：取締役会議長兼代表取締役 (PDG) (必要に応じて副社長 (DGA) の補佐を受ける)、または取締役会議長 (PCA) および代表取締役 (DG) のいずれかの形態で運営される。
- 代表取締役を設置する株式会社：代表取締役が会社を管理し、代表取締役補佐がこれを補佐する (取締役会を設置しない場合)。

### ➤ 監査役

監査役および監査役代理を任命する。



### 7.1.3. 合名会社 (SNC)

構成員がすべて事業者としての性質を備え、同社の債務に対する無限責任を負う。これは、会社が債務を弁済しない場合、債権者が、弁済を求めて構成員を提訴できることを意味する。

株式資本の額は、構成員によって自由に決められ、等額の株式持ち分に分割される。構成員の全員一致による場合にのみ株式持ち分を譲渡できる。

構成員は、構成員間で1人または複数の支配人を選任しない限り、すべて支配人とみなされる。

### 7.1.4. 単純合資会社 (SCS)

SCSでは、会社の債務に連帯して無限責任を負う「無限責任社員 (associés commandités)」と呼ばれる1人以上の構成員と、株式持ち分を限度として会社の債務に責任を負う「有限責任社員 (associés commanditaires)」と呼ばれる1人以上の構成員とが併存し、その資本は、株式に分割される。

定款に例外規定を設けない限り、構成員の全員一致により株式持ち分を譲渡できる。構成員が株式資本を自由に払い込み、会社の経営者は無限責任社員でなければならない。

### 7.1.5. 営利団体 (Economic Interest Group : GIE)

GIEは、所定の期間、自然人または法人である構成員の経済活動を推進または発展させる手段となる。資本がなくとも設立が可能であり、利益を上げそれを分配することを目的としていない。

### 7.1.6. 支店 (Branch/ Succursale)

支店とは、個人、あるいはカメルーンもしくはOHADA加盟国において法的に設立された会社、またはOHADA域内に存在する外国企業が有する事業拠点である。

支店の経営にはある程度の自律性があるものの、法的には所有者（個人または会社）の一部である。その活動またはその存在から派生する権利義務は、個人または企業の資産に含まれる。支店も商業登記簿 (RCCM = the Trade and Personal Property Credit Register/ Reistre du Commerce et du Crédit Mobilier) に登録するが、法人格は備えていない。

外国企業の支店の活動期間は、登記日から 2 年を超えてはならない点に留意すべきである。事実、統一法の規定によれば、支店が所在する加盟国の商業担当相の命令により免除される場合を除き、外国企業の支店は、これを設置した時から 2 年以内に、加盟国に設立済みまたは設立予定の会社と合体させなければならない。

カメルーンでは、慣習として多くの外国企業がこの免除措置を既に取得しており、実際には、支店として存続させるため2年ごとに支店の存続申請を行っている。

外国企業によるカメルーンでの支店開設は、当該企業の意志決定機関（総会、取締役会、経営者による決定など）の判断に基づき成されるべきである。こうした決定により、一般には、開設予定の支店の活動を定め、支店長を任命し、支店長の職務および権限を定めている。

最後に、企業形態に関する OHADA 法の規定には、仲介者（intermediary）または代理店（representative office）などの概念が存在しない点に留意すべきである。これらの概念は、実際には企業形態の類型ではなく、組織の行う活動の性質に基づいた税法上の概念である。

## **7.2. 企業設立手続センター (CFCE=The Center of Procedures for the Creation of Enterprises/ Centre de Formalité de Création des Entreprises)**

CFCEは、カメルーンにおける企業の設立を支援する機関であり、企業の設立段階を支援する唯一の窓口として機能している。CFCEは、カメルーンにおいて起業手続を簡素かつ容易にするためのワンストップショップとなっており、中小企業社会経済手工芸省（MINPMEESA= Medium Enterprises of the Social Economy and Handicrafts/ Ministère des Petites et Moyennes Entreprises, de l'Economie Sociale et de l'Artisanat）、財務省（MINFI = the Ministry of Finance/ Ministère des Finances）、法務省（MINJUSTICE=the Ministry of Justice/ Ministère de la Justice）、国家社会保障公庫（CNPS=the National Social Insurance Fund/ Caisse Nationale de Prévoyance Sociale）の四つの行政機関が統合されている。

CFCEは、以下の規定により規律されている。

- 企業設立手続センターに関する 2012 年 5 月 30 日の省庁間通達第 001/MINJUSTICE-MINPMEESA-MINFI 号
- 2011 年一般税法（第 c128 条、第 428-6 条、第 430 条、第 444 条）  
*General Tax Code 2011/ Code Général des Impôts 2011*
- カメルーンにおける会社設立のための行政手続に関する 2012 年 5 月 25 日の指令第 004/CAB/PM 号  
*Instruction n°004/CAB/PM of 25 May 2012 relating to the administrative formalities for the creation of enterprises in Cameroon/ Instruction n°004/CAB/PM du 25 mai 2012 relative aux formalités administratives de création d'entreprises au Cameroun*

CFCEの窓口は、バフォーサム、バメンダ、ドゥアラ、ガルアおよびヤウンデに開設されており、今後は全国に展開する。

### 7.3. 会社設立の手続要件

会社を設立するには、次の手続要件を充たさなければならない。

- 定款の作成
- 設立証書（定款）の登記所への提出
- 商業登記簿（RCCM）への登記
- 引き受け、および払い込みの公証された明細書
- 帰属地域の税務署への登録（設立宣言）
- 納税カードを取得するための登録
- 営業税免除証明の取得
- 税務当局への登録（設立宣言）
- 労働監督局の労働部（Work Force Department of the Labour Inspectorate/ Services de la main d'œuvre de l'Inspection du Travail）での設立宣言
- 社会保障公庫（CNPS=the National Social Insurance Fund/ Caisse Nationale de Prévoyance Sociale）での会社および従業員の登録、また、必要に応じて従業員不使用証明書の取得
- 官報への会社設立の公告

企業は、商業登記簿に登記され次第、法人格を取得する。

また、法律で定める手続要件に従い、企業の管理職に関する次の書類を提出する必要がある。

- パスポートまたは滞在許可証の認証された写し
- 3カ月以内に発行された無犯罪証明書

### 7.4. 会社の解散手続き

会社の事業活動を終了させた場合、以下の手続要件が発生し得る。

- 会社を解散するための臨時株主総会および清算人（liquidator）の任命
- 清算手続きの終了に関する臨時株主総会
- 法的通知が認められる指定新聞への清算の公告
- 管轄裁判所の登記所への証書の寄託および商業登記簿への変更登記
- 商業登記簿への解散登記

## VIII. 信用の保証

カメルーンに所在する金融機関による融資を希望する自然人または法人は、OHADA統一証券法に定める保証のいずれかを備えなければならない場合がある。こうした保証は、主に人的保証および物的担保である。

### **8.1. 人的保証**

統一法では、保証契約 (cautionnement) および独立担保 (garantie autonome) とを区別している。保証契約の特徴は、保証人の連帯保証が推定される点である。従って、保証人については、債務者の財産検索を要求する検索の利益の可能性は排除される。

独立担保の主な特徴は、債務とは独立したものであり、担保負担者は、担保された債務についての抗弁を対抗することはできない。

さらに、企業がその株主または経営者による第三者への約務負担を保証することが禁じられている点に留意すべきである。株式会社が第三者の行った約束を保証するために保証契約、手形保証、独立担保を行う場合には、取締役会の特別な承認を得なければならない。

### **8.2. 物的担保**

#### **8.2.1. 動産担保**

このような保証には、基本的に次のものがある。

- 有体動産質権 (業務用機器、自動車、棚卸資産)
- 無体動産質権 (金銭債権、株主の権利、有価証券、営業権、銀行口座、金融証書、知的財産権)

また、次のような特別な状況における担保も区別されている。

- 財産留保
- 留置権
- 譲渡担保 (金銭債権の譲渡)

動産担保の大半は、商業登記簿に公示する必要がある、登記日から第三者に対抗し得る。

### 8.2.2. 不動産担保

譲渡抵当（mortgage）は、強力な不動産担保である。買い主の所有する建物を、一または複数の債権を担保する目的で譲渡することによって行われる。譲渡抵当を設定できるのは、登記されている物件のみである。

譲渡抵当を第三者に対抗するためには、譲渡抵当を設定している証拠として証書を土地登記簿に公示しなければならない。

譲渡抵当権は、契約書または不動産譲渡証書により設定する。

## IX. 労働法

カメルーンでは、賃金および労働条件が、1992年8月14日の法律（Labour Code/ Code du Travail）第92/007号と、その施行細則により定められている。また、業種（商業、保険、工業など）に応じ、複数の労働協約が存在する。

### 9.1. 雇用契約

雇用契約には、無期限および有期限（最長で2年まで、1回に限り同期間の更新可能）の2種類がある。臨時労働およびまたは季節労働には、有期および無期のいずれの契約も適用されず、その雇用条件を特別な規定により定めている。

国内労働者の雇用契約であって、契約期間が3カ月を超える雇用契約、または労働者が居住場所の移転を伴わなければならないのは、書面形式としなければならない。外国人の雇用契約は、労働省（the Ministry of Labour/ Ministère du Travail）の承認を受けなければならない。就労ビザの発給手続きに要する期間が申請の受理から2カ月間に短縮された。この期間の満了までに労働相が応答しなかった場合、ビザが許可されたものとみなされる。

会社の経営に問題がある場合、または会社の利益になる場合には、雇用主は、労働時間の短縮、シフト制・非常勤への移行、一時解雇、また、賞与・各種手当の変更もしくは賃金カットなどの雇用契約・労働条件を変更することができる。また、労働者の希望に従い、契約内容を変更することもできる。

解雇が雇用主と従業員の合意の上で行われた場合、損害補償として最大で給与の1カ月分が支払われる。一方的な解雇の場合は、雇用主は従業員に対して、1カ月分の給与の額に勤続年数を乗じた額（最低でも給与の3カ月分）を損害補償として支払わなければならない。上述の損害補償は、解雇に当たっての事前通告期間を順守しなかった場合に支払われる手当、および解雇手当とは異なるものである点に留意しなければならない。

事前通告期間を順守せずに解雇を行った場合、同期間が順守された場合に従業員が得るはずであった報酬を手当として支給しなければならない。事前通告期間は、解雇時の従業員の労働カテゴリー、勤続年数によって決定される。法律で規定されている事前通告期間は以下のとおり：

カテゴリー	勤続年数		
	1年以内	1～5年	5年以上
I～VI、家事労働者	15日	1カ月	2カ月
VII～IX	1カ月	2カ月	3カ月
X～XII	1カ月	3カ月	4カ月

また、労働協約および個別の労働契約に特段の定めが無い限り、解雇手当は労働者の勤続年数によって、解雇に先立つ12カ月間の平均給与に以下の料率を乗じて算出される：

- － 1～5年：20%
- － 6～10年：25%
- － 11～15年：30%
- － 16～20年：35%
- － 21年以上：40%

## 9.2. 勤務時間

勤務時間は次のとおりである。

- 農業以外の分野の企業・機関（民間・公的問わず）については週40時間
- 農業関連企業または類似の事業については週48時間または年間2,400時間

超過勤務は次の方法で支払う。

- 最初の8時間..... 時給の20%増し
- 次の8時間..... 時給の30%増し
- それ以降、週に最高で20時間まで時給の40%増し
- 日曜日の勤務..... 時給の40%増し
- 夜間および祝日..... 時給の50%増し

超過勤務は、現在効力を有する法令、特に法定労働時間の特例に関する1995年12月18日の命令第95/677/PM号で定める条件・状況に従って実施しなければならない。また、労働監督局との明示的かつ特別な合意に従い、労働時間の合計が週60時間、1日10時間を超えてはならない。

労働協約または個別の雇用契約にさらに有利な定めがない限り、労働者は、実働の勤務月あたり1.5日の有給休暇が与えられる。有給休暇に対する権利は、勤続1年を経過後に取得する。

### 9.3. 労働者の休暇

週休が義務的に与えられる。週休は、連続して24時間以上でなくてはならず、原則として日曜日である。しかしながら、労働相の命令に基づく規則に従い、例外が定められる。

市民的・宗教的な祝祭日は、公休日と扱われる。公休日は、カメルーンの公休日に関する1973年12月7日の法律第73/5号で定められている。

以下の日が市民的休日とされている。

- 1月1日（元旦）
- 2月11日（青年の日）
- 5月1日（メーデー）
- 5月20日（建国記念日）

市民的休日が日曜日および祝日と重なる場合には、その翌日が公休日とされる。

次の日が宗教的休日とされる。

- 昇天日
- 聖金曜日
- 昇天日（8月15日）
- クリスマス（12月25日）
- ラマダン（断食）明け休暇
- 犠牲祭

法定の宗教的休日が日曜日および祝日と重なる場合、共和国大統領は、命令により、その翌日を無休の公休日とする旨を宣言できる。

公休日が火曜日または金曜日の場合、共和国大統領令により、その前日または翌日を公休日とする旨を宣言できる。

### 9.4. 年次有給休暇

労働協約または個別の雇用契約にてより有利な定めがない限り、労働者には、雇用主の負担する有給休暇が実働の勤務月あたり1.5日の割合で与えられる。有給休暇に対する権利は、勤続1年経過後に取得される。

4週または24労働日が勤務月1カ月とみなされる。18歳未満の若年者の場合、有給休暇が勤務月あたり1.5日ではなく、2.5日の割合で与えられる。同様に、労働者の勤続年数に応じ、また働く母親を優遇するため、有給休暇の日数を増やすことができる。



有給休暇の間、従業員は、雇用主の支払う手当を受ける。

## 9.5. 雇用契約の中断

次の場合に雇用契約が中断される。

- 雇用主の兵役のために、事業が閉鎖される場合
- 労働者の兵役または再兵役中の期間
- 雇用主の指定医師または国の認定した医療施設所属医師による正式な証明を受けた病気により、労働者が 6 カ月を超えない期間病欠する場合の期間（この 6 カ月の期間は、その労働者を交替させるまで延長する）
- 第 84 条で定める産休の場合の期間
- 第 30 条に従って労働者の懲戒停職が決定された場合の期間
- 第 91 条で定めた労働者の教育のための休暇の場合の期間
- 労働災害または職業病により勤務できない場合の期間
- 双方の合意により、選挙または任命後に政治的または行政的職務に就く場合の期間
- 労働者が、警察に勾留されたか、予防拘禁された場合の期間
- 配偶者が常住地を変更し、労働者がその配偶者とともに転居しなければならない場合、しかも労働者を転勤させられない場合の労働者が不在の期間（この期間は、両当事者間の合意により 2 年を限度として更新することができる）
- 6 カ月を超えない一時解雇の期間

最初の三つのケースで、かつ無期契約の場合、雇用主には、休職期間が解雇予告の期間に等しいかその期間を超える場合には、解雇予告手当、また、休職期間が解雇予告の期間よりも短い場合には、労働者が勤務していれば受け取れたはずの給与のいずれかに等しい額の補償金を労働者に支払う義務がある。

妊婦の産休期間中の報酬は、社会保障公庫（CNPS）から支給される。

一時解雇に対する補償金は次のように定められている。

- 1 カ月目は 50%
- 2 カ月目は 40%
- 3 カ月目は 35%
- 4 カ月目は 30%
- 5 カ月目は 25%
- 6 カ月目は 20%

補償金を計算する基礎となる給与額は、勤務を停止した時点における基本給に勤続給を加えた額である。

## 9.6. カメルーン人の賃金

最低保障賃金は1カ月あたり一律に3万6,270CFAフラン（約7,616円、1CFAフラン≒0.21円）であり、職種を問わず全国の公共および民間のすべての雇用主が対象となる。

賃金および給与は、業種別に12区分に分かれている。それぞれの区分が、さらに6等級に分かれている。

## 9.7. 外国人労働者の雇用条件

海外からカメルーンに派遣された駐在員は、滞在許可証の交付を受ける必要があり、その有効期間は一般に2年間であり、更新可能である。

しかしながら、滞在許可証は、雇用契約が労働省により承認された（労働ビザ）外国人労働者にのみ発行される。

### ▶ 労働省の承認：

承認申請書には、次の書類を含めなければならない。

- 労働相に宛てた願書
- 会社の法律上の代表者および外国人従業員が正式に記名・署名した雇用契約書7通
- 従業員がカメルーンでの勤務に適合する旨を証明する3カ月以内の健康診断証明書1通
- 職業的紹介状および大学の卒業証明書の認証された写し
- 職務内容の記載
- 従業員の履歴書
- 3カ月以内に発行された無犯罪証明書
- 会社の組織図
- 従業員の一覧（各従業員の国籍、職務、カテゴリーを記載する）
- 定款謄本の写し

### ▶ 滞在許可証：

外国人は、次の手続きにより滞在許可証を取得する。

- 登録局（Poste d'Identification）に次の書類を寄託する。
- 戸籍抄本：用意できない場合はパスポートの写し、領事館または政府の発行する身分証の写し。複写機による写しは、原本を提示した場合にのみ受理される。
- 労働省の担当部署によって正式に承認された雇用契約
- 3カ月以内に発行された無犯罪証明書
- 居住証明

- 申請書の提出日に本人が登録局に出頭し、身分を証明の上、3,000FCFA の額を納付する。
- 登録局の会計窓口において、25 万 FCFA（非アフリカ諸国国民の場合）または 12 万 FCFA（アフリカ諸国国民）の印紙税を納付する。

以上の様式要件が充たされた後、正式な居住証明（カード）が発行されるまでの間に用いる 3 カ月間有効な仮の居住証明が申請者に発行される。

## 9.8. 雇用契約の不履行

雇用主または従業員の意思により、雇用契約を終了させることができる。辞任または解任のいずれかにより雇用契約が終了する。

雇用契約を終了させる場合、終了させる側の当事者が、他方の当事者に契約を終了させる根拠を記載し、書面で予告しなければならない。

予告義務に違反した場合、予告していた場合の期間中に従業員が享受したであろう一切の報酬および給付に相当する額を補償に充てる。予告期間は、契約終了時における労働者の職業区分および会社での年功によって決まる。現在効力を有する法令では、予告期間は次の表のとおりである。

職業区分	勤続年数		
	1 年未満	1 年から 5 年	5 年超
区分 I～区分 VI 家事労働者	15 日	1 カ月	2 カ月
区分 VII～区分 IX	1 カ月	2 カ月	3 カ月
区分 X～区分 XII	1 カ月	3 カ月	4 カ月

正当な解雇の場合の補償額は、1 カ月の給与額を超えないものとする。不当解雇の場合、雇用主は、勤続年数に 1 カ月の給与を乗じた（3 カ月分以上の）賠償額を支払わなければならない。

他方で、労働協約または個別の雇用契約にてより有利な条件を定めていない限り、会社での勤続年数に応じ、また契約終了に至る 12 カ月間の平均給与額に基づいて決定される退職金の額については、次の割合に従って計算する。

1年から 5年.....	20%
6年から 10年.....	25%
11年から 15年.....	30%
16年から 20年.....	35%
21年以上.....	40%

### 9.9. 労働争議の解決

個人的な労働争議とは、雇用主と 1 人以上の労働者との個別の雇用契約から生じる争議である。個人的な労働争議は、法律により、労働監督官へ提出する前に、和解を試みることが義務付けられている。

全体的または部分的に和解に達しない場合、管轄裁判所に訴訟を提起することができる。

団体労働争議とは、賃金労働者の集団が介入し、集団的利益が争点となる紛争である。団体労働争議の解決は、労働法の第 158 条から第 164 条までに定める調停手続きおよび仲裁手続きによる。こうした手続の通知期間の満了後、また和解に達しなかった後は、ストライキまたはロックアウトを行っても正当とみなされる。

ストライキとは、事業の従業員全員または一部が、自らの要求または主張を雇用主に通すために、通常のサービス規程に従うことを集団でまたは協調して拒否する行為である。

ロックアウトとは、ストライキ中であるか、ストライキを行うと威嚇する労働者に圧力をかけるために、雇用主が施設を閉鎖する行為をいう。

ストライキまたはロックアウトが法令の規定に違反する場合、次のような損失が生じる可能性がある。

- 雇用主：施設閉鎖に伴い業務が中断していても発生する、従業員への賃金支払義務。
- 労働者：重大な違反行為に基づく雇用契約の解除。

## X. 社会保障

カメルーンの既存の社会保障制度は、国営組織である国家社会保険基金（CNPS）によって運営されている。社会保障制度には、家族給付、老齢年金および労災手当の三つがある。

### 10.1. 家族給付制度

子供が1人以上いる労働者が、この保険の対象となる。雇用主が保険料の全額を負担する。保険料率は次のように配分される。企業は、社会保険料を毎月支払わなければならない。現行の社会保険負担割合および基礎額は次のとおりである。

制度の種類	負担割合	基礎額
一般、家事労働者向け	7%	報酬実額。ただし月額 30 万 FCFA、年間 360 万 FCFA を上限とする。
農業・類似の職業区分向け	5.65%	
教育従事者向け	3.70%	

家族給付には、次のものが含まれる。

- **家族手当：**  
学校の在学証明、または子供に障害があり通学できない旨が記載された医療診断書を提示することにより、扶養している14歳までの子供一人につき労働者に支給される。手当の額は、子供一人当たり月額1,800FCFAである。
- **産前手当：**  
法律で定められた2回の産前通院の後に支給される。手当は、1回の通院につき5,400FCFAであり、訪問する都度または一括で支給される。
- **その他の家族給付：**
  - 妊娠中および産後の給付：妊娠または出産による医療費の一部または全額を払い戻す。
  - 産休中の女性従業員に対する手当：その従業員に実際に支給されていた日給と同額とし、98日以上、最高で140日間支払う。

## 10.2. 労災保険制度

CNPSでは、労働者を次の三つのリスク群に分け、保険料率を定めている。

リスク群	負担割合	基礎額
<b>A</b> ／低リスク：農業、商業、銀行、保険、ホテルなど	1.75%	給与総額に現物給与の額を加え、業務上の経費を差し引いた額とし、上限はない。
<b>B</b> ／平均的リスク：工業、建設、鉄道を除く輸送など	2.50%	
<b>C</b> ／高リスク：公共工事、土木など	5.00%	

雇用主が保険料の全額を負担する。事故または職業病の被災者は、現物または金銭で給付を受けることができる。

## 10.3. 年金・廃疾・死亡保険制度

保険料の負担割合は、一律に次のように定められている。

制度の種類	負担割合	基礎額
年金・廃疾・死亡保険制度	雇用主：4.2% 従業員：2.8%	報酬実額。年間 360 万 FCFA (月額 30 万 FCFA 相当) を上限とする。

年金・廃疾・死亡保険制度の設置を目的とする 1969 年 11 月 10 日の法律第 69-LF-18 号（1984 年 7 月 4 日の法律第 84-007 号および 1990 年 12 月 19 日の法律第 90-063 号により改正）の規定により、通常の退職年齢は 60 歳である。労働者が老齢年金の受給資格を得るには、以下の条件を充たさなければならない。

- CNPS に 20 年以上加入していること
- 保険料を 180 ヶ月以上納付しており、かつ退職に先立つ最後の 10 年間に保険料を 60 ヶ月以上納付していること
- 給与支払いを受けるあらゆる活動を終了していること

自主的に早期退職する場合も、上記の規定に従って決定される。従って、保険料を 180 ヶ月以上納付している 50 歳の労働者であれば、早期退職することが可能である。

さらに、以下の点に留意すべきである。

- カメルーンおよびフランスは、1990年11月5日、社会保障に関する条約に署名した。この条約は、1992年3月1日に施行され、両国の社会保障法の下での両国国民の相互的かつ平等な取り扱いの原則を確認するものである。この原則に基づき、労働者が海外で勤務している場合、その者の出身国で納付義務のある社会保険料のみ支払えばよい。
- カメルーンは、フランス語圏諸国相互の経済的・社会的統合の結合の絆を強化し、公的年金制度と訓練活動の合理化を追求する目的で1992年にアフリカ社会保障会議（CIPRES=the Inter-African Conference on Social Security/ Conférence Interafricaine de Prévoyance Sociale）を創設したフランス語圏14カ国の一つである。

## **XI. カメルーンの司法制度**

以下では、カメルーンにおける四種類の裁判所の特徴について紹介する。

### **11.1 第一審裁判所 (TPI)**

第一審裁判所は四つの部（民事部、商事部、社会部、刑事部）に分かれており、権限の移譲が法律で明示されていない限り、1,000 万 FCFA までの支払請求のみを管轄する。

### **11.2 高等裁判所 (TGI)**

高等裁判所も四つの部（民事部、商事部、社会部、刑事部）に分かれており、権限の移譲が法律で明示されていない限り、1,000 万 FCFA を超える支払請求のみを管轄する。

### **11.3 控訴院**

控訴院も複数の部に分かれており、最高裁判所および控訴院自身を除いた裁判所の決定に対する上訴の審理を管轄する。

### **11.4 最高裁判所**

最高裁判所も複数の部に分かれており、最終審として司法判断を下す。



## **XII. 仲裁手続き**

### ***12.1. 共通司法・仲裁裁判所 (CCJA)***

OHADA 加盟国として、OHADA の共通司法・仲裁裁判所 (CCJA= Common Court of Justice and Arbitration/ Cour Commune de Justice et d'Arbitrage) の仲裁手続きを利用できる。

### ***12.2. ICSID***

国際投資紛争解決センター (ICSID = International Centre for Settlement of Investment Disputes/ Centre International pour le Règlement des Différends relatives aux Investissements) は、加盟国政府とほかの加盟国の国民との投資紛争を解決するために調停・仲裁手続きを提供する国際機関である。

カメルーンは 1967 年以来、この機関の加盟国であり、従って、この協定の対象となる外国投資は保護の対象となる。

### ***12.3. カメルーンの仲裁機関***

- The Permanent Centre for Arbitration and Mediation (CPAM)
- The Arbitration Centre of Inter Group Employers in Cameroon (GICAM)

## XIII. カメルーンの税制

### 13.1. 一般法に基づいた課税

#### 13.1.1. 法人税

##### 13.1.1.1. 納税義務のある事業体

カメルーンで得た利益またはカメルーンで行った取り引きから得た所得に関して、自然人および法人に課税される。次の事業体が法人税の納税義務を負う。

- 株式会社（SA、個人企業も含む）
- 有限会社（SARL、個人企業も含む）
- 事実上の会社
- 協同組合およびその労働組合
- 営利活動を行い、自律的な財政運営が認められている公共機関または国家機関その他の法人
- 商業、工業、手工芸または農業の事業または業務に従事する民事会社（société civile）
- 株式資本を有する一または複数の企業が構成員に含まれる民事会社、またはこの課税方式を選択した民事会社
- 構成員の定める条件に従い、法人税を選択した民事会社
- 法人税を選択した組合

##### ▶ 課税所得の性質

課税所得は、特に、取り引きの過程または完了後の資産の譲渡を含め、企業が課税対象期間中に行ったあらゆる取り引きの結果に基づいて決定される純利益である。国際的な取り決めが無い限り、カメルーン（領海を含む）の国内で行われた事業から派生した利益にのみ、法人税が課税される。

##### ▶ 課税所得の決定

課税所得からは、次の条件を充たす費用を控除できる。

- 会社の直接的利益にかかわる費用または会社の通常の経営に関連する費用
- 実効費用に相当する費用で、証拠のあるもの
- 会社の純資産を減少させる費用
- 期間中の費用として計上されているもの

一般的には、以下の費用の一部または全額が控除される。

- 定額法減価償却
- 貸倒引当金および棚卸資産減耗に対する引当金
- 従業員に支払った報酬（現物支給を含む）
- フランス国籍の駐在員のために本国に支払った年金保険料。フランス以外の国に振り込まれた年金保険料が控除対象となるには、保険料が基本給の15%を超えてはならず、義務的性格のものであることを証明しなければならない。
- カメルーン人および外国人の従業員のために支払った医療保険料
- 自社の株式の10%以下を所有する経営権ある構成員から貸与された設備のために支払った賃料
- 構成員・株主の当座勘定の利息（ただし、その率がTIAO率（入札利率）に2ポイントを加えた率を超えないことを条件とする）<sup>1</sup>
- 本社間接費および研究・技術・財政・経理補助など、一定の効果的なサービスに対する報酬<sup>2</sup>
- 専門職税

#### ▶ タックスヘイブンで行われた取り引きの費用の控除

カメルーンで設立されたかまたは居住する自然人または法人によって計上された費用または報酬であり、タックスヘイブンとなっている地域に設立されたかまたは居住する自然人または法人との取り引きに関するものは、カメルーンの法人税または個人所得税を決定する際には控除されない。

個人所得税または法人税の税率が、カメルーンで課税される税率の3分の1未満である国もしくは地域、あるいは国または国際金融機関が税務目的での透明性確保および情報交換に非協力的とみなしている地域は、タックスヘイブンであるものとみなされる。

ただし、製造国で取得され、営業に必要でありかつ関税を課されているものの購入費用およびこれに関連するサービスの報酬は、控除対象となる。

2012年金融法によれば、次の国および地域がタックスヘイブンであるとみなされる。

- アンドラ
- アンギラ
- アンティグア
- ベリーズ
- バミューダ諸島
- ブルネイ

<sup>1</sup> 中央銀行入札金利（2013年7月時点の名目年率が4%）

<sup>2</sup> 海外で支払った上記の費用は、その費用控除前の課税所得の5%を限度とする。この上限は、建設会社の場合には売上額の2.5%、設計会社の場合には売上額の7.5%に相当する。

- コスタリカ
- ドミニカ
- グアテマラ
- グレナダ
- マーシャル諸島
- クック諸島
- モントセラト
- ナウル
- ニウエ
- パナマ
- フィリピン
- セントクリストファー・ネイビス
- セントルシア
- セントビンセント・グレナディーン
- バヌアツ
- ブルネイ

➤ **親会社および子会社の課税**

次のすべての条件を充たす場合に親会社・子会社制度の適用が認められる。

- 親会社の所有する株式が子会社の資本の25%以上である場合
- 親会社および子会社がCEMAC諸国に登録している場合
- 出資法人が、発行時に引き受けた株式を現在も自己名義で登録しており、出資後2年間記名式で保持する旨を確約している場合

この場合には、親会社は、その会計年度に子会社の株式または持ち分について子会社から受け取った純利益の10%を費用・経費として自社の総純利益から控除できる。

銀行または金融業、譲渡性有価証券の投資または管理に従事する企業、あらゆる未収金、有価証券所得税が免除される金利その他の収入は、この制度の対象にならない。

➤ **損失金の繰り越し**

損失は、損失金が生じた会計年度から4会計年度を限度として繰り越すことができる。

### 13.1.2. 課税方式

カメルーンには、次の三つの課税方式が併存する。

- 均一課税方式（均一税＝Flat rate taxation system/ Régime de l'impôt libératoire）は、林業、公務員、専門職、自由業を除いた年間売上額が1,000万FCFA未満の個人事業主が対象となる。

- 簡易課税方式 (Simplified taxation system/ Régime simplifié) は、旅客運送業、クジの販売または娯楽遊技の事業を除いた年間売上額が1,000万FCFA以上、5,000万FCFA未満の個人事業主および法人が対象となる。
- 実績課税方式 (Actual earnings taxation system/ Régime du réel) は、税引後の年間売上額が5,000万FCFA以上の個人事業主および法人が対象となる。

### 13.1.3. 源泉徴収

源泉徴収が認められた公営企業および民間企業のリストを毎年、国税庁長官が公表している。次の税額が源泉徴収される。

#### ▶ 所得税

- 公共部門および民間部門の従業員に支払われる給与に課税される個人所得税
- 株式所得に課税される個人所得税
- 総賃貸所得 (10%) : 建物付地所または更地の賃貸収入、自然人または法人が建物付地所または更地の有償または無償譲渡から得たキャピタルゲイン、法人税の適用を選択しなかった不動産組合の出資者の得た配当
- 最低税率は1.1%
- 場合により、購入時に3%または5%を事前納付する。
- 臨時収入であるかなしに関わらず、カメルーンに拠点を置く個人・法人に対して支払われる、サービスに対する謝礼、手数料、報酬 (5.5%)

事前納付または購入時の源泉徴収は税の事前納付であるとみなされ、期末の所得税算定時に控除される。

#### ▶ 法人税の計算および納付

- 税率

法人税の実効税率は、35%にその10% (3.5%) を地方課徴金として加えた38.5%である。

- 最低税額

法人税額は、毎月の課税対象売上額の最低税額以上でなくてはならない。

最低税率は、1.1% (地方課徴金込) である。課税標準は、その月の税額を除いた売上額である。この最低税額は、期末に納付する法人税額から控除する。投資法で定める特別な制度の対象企業は、最低税額が免除される。

- 法人税の支払い

会計年度の法人税を次の方法で納付する。

- 毎月の売上額の（地方課徴金を含む）1.1%を翌月の15日までに事前納付する。
- 毎年、会計年度末以降、3月15日までに納付額（毎月の納付額、源泉徴収額その他の納付額を控除した後の法人税額）を一括納付する。

滞納した税額には、月1.5%の金利および10%の罰金が加算される。

公認の経営（支援）センターの会員企業は、課税対象利益について50%の割引を受けられる。

### ▶ 個人所得税 (IRPP= *Impôt sur le Revenu des Personnes Physiques*)

- 給与

- 課税所得

報酬の原因となる活動をカメルーンで行っている場合の給与、賃金、手当、報酬から得た所得。

#### 課税標準

納税義務者に支給される給与、手当、報酬、賃金、さらに現物または金銭の給付の総額が課税標準となる。

現物支給については、以下の税率を課税対象給与総額に乗じて算出される。

- 住宅 15%
- 電気 4%
- 水道 2%
- 使用人 5%
- 車両 10%
- 食品 10%

#### PITの算定方法

個人所得税は、1,00FCFAの位を切り捨てた所得総額に次の税率を掛けて計算する。

- 0~2,000,000FCFA 10%
- 2,000,001~3,000,000FCFA 15%
- 3,000,001~5,000,000FCFA 25%
- 5,000,000FCFA超 35%

### ▶ 給与への課税

- **住宅貸付基金 (Housing Loans Fund) への拠出：**

国民による住宅貸付基金への拠出は、従業員が月給の1%、雇用主が月給の1.5%を負担する。

- **雇用創出基金 (Employment Fund) への拠出 :**  
国民による雇用創出基金への拠出は、住宅貸付基金と同じ基礎額の1%を雇用主が毎月支払う。
- **地方開発税 (Local development tax) :**  
これは、住民が利用する基本的な公益サービス・設備、特に街路照明、衛生、ゴミ収集、救急サービス、導水、電力供給について徴収する地方税である。税額は、従業員であるか均一税の課税対象であるかに応じて異なり、年間3,000FCFAから9万FCFAまでである。
- **視聴覚通信税 (Audiovisual communication tax) :**  
あらゆる業種の自然人および法人の従業員および営業税の納税義務者に課税される。税額は、0FCFAから1万3000FCFAまでである。

## 13.2. 個人事業主および自由業者の所得

### 13.2.1. 手工芸商工業利益税 (BIC=Bénéfice Artisanaux, Industriels et Commerciaux)

カメルーンで営業する自然人が商業、工業、手工芸、鉱業または林業における活動から得た収益、また、クジを販売する者ならびに採掘業者（およびその賃借人）および不動産専門家の得た収益も、個人所得税の課税上は商工業収益であるとみなされ課税される。

### 13.2.2. 農業利益税 (BA= Bénéfices Agricoles)

農家、分益小作人 (share-croppers)、小自作農 (smallholder) または農業生産事業の実際の所有者の得た所得は、個人所得税の課税上は農業収益であるとみなされる。

### 13.2.3. 非商業的利益税 (BNC= Bénéfices des professions Non Commerciales)

自由業による利益、公職などの非営利事業から得る所得、スポーツマン・芸術家の非給与所得、ほかのいかなる区分の利益・所得にも分類されないあらゆる業務、有給活動または稼得源から得る利益・所得は、非商業的利益であるとみなされる、またはそのような利益である。

### 13.2.4. 課税標準

以上のあらゆる所得区分において、会計年度中の事業の運営に必要な一切の費用を控除した純利益が課税標準となる。従って、課税対象純利益は、法人税の場合と同様の方法で算定する。

### 13.3. 株式所得

次の資本所得は、株式所得として課税される。

- 株式から得た収益およびこれに類似する所得
- 債券所得
- 債権、預け金、保証、当座預金から得た所得
- 株式、債券、その他の種類の有価証券の譲渡益
- 取締役による自身の個人使用分の控除
- 不当な現物給付
- 監査後に分配された所得（利益が発生していない場合を含む）
- 過剰な経費
- 外国企業の支店の利益であってその年の分配とみなせるもの

株式所得は、所得を得た者の税務上の居住地を問わず、一律に15%の税率で課税される。実効税率は、この税率の10%を地方課徴金として加算した16.5%である。ただし、フランスで得た所得は、フランスおよびカメルーン間の租税条約により、税率が15%に据え置かれる。

### 13.4. 不動産所得

工業、商業もしくは手工芸業または農業もしくは非商業事業の所得に含まれない次の所得は不動産所得区分に含める。

- カメルーンの建物付地所または更地の賃貸により得た所得
- 自然人または法人が建物付地所または更地の有償または無償譲渡から得たキャピタルゲイン
- 法人税を選択しなかった不動産組合の出資者が得た配当

課税対象純所得は、実際に得た総所得と、控除が認められる不動産所有に係る総費用との差額となる。また、不動産について支出した費用であって純利益を算定するために控除するものは、証拠による実費の裏付けがない限り、一律に総所得の30%が適用される。

### 13.5. 事業の停止

事業を売却または停止した場合、納付義務のある税額を速やかに納付する。納税者は、売却または事業の停止から30日以内に、売却または停止日までの課税所得の申告書であ



って、売却または廃業が効力を生ずる日および譲受人の名前、会社名、住所を記載したものに署名しなければならない。

納税者の税金および罰金の納付義務は、売却、移転、または死亡の場合にも適用される。いかなる場合でも、該当する税の全額を申告時に納付しなければならない。

### **13.6. カメルーンからの出国**

カメルーンを出国する場合、出国日までに得た所得を申告しない限り、出国が認められない。この場合、パスポートまたは出国ビザを申請する30日以上前に所得を申告しなければならない。通常は、税金の即時納付が求められる。

納税者の居住地の所轄税務署の発行した証明書を提示した場合にのみ、パスポートおよび出国ビザが発給される。

この要件に違反してパスポートまたは出国ビザが発給され、税金の滞納または申告漏れの原因となった場合、発給者および課税対象者が責任を問われ、さらに職務上の違法行為により懲戒される場合がある。

ただし、カメルーン国籍の従業員が海外に短期間渡航する場合には、上記の証明書を取得する必要はない。

## XIV 付加価値税 (VAT)

### 14.1. 納税義務者

公的機関または公共団体を含む自然人または法人であって、課税対象取引引きを常時または随時行っている者に対しては、VATが課税される。

#### 14.1.1. 課税対象事業

次の事業にVATが課税される。

- 商品の供給
- サービスの提供および建設業
- 輸入
- 資産要素の譲渡（関税法第241条で定める非課税対象品目一覧に掲げるものを除く）
- 中古資材の業としての販売
- 不動産開発業者による不動産取引引き
- カメルーンに輸入またはカメルーンで生産された石油製品の販売
- フリーゾーン制度により承認された企業の行う取引引き
- クジの販売および娯楽遊技の事業
- 年金・健康・傷病・死亡保険証券によるものを除く保険料の受け取り

#### 14.1.2. 免除

税法において、通常は課税対象とされ得る取引引きの一部（対象はかなり限定されている）についてVATを免除している。次の取引引きはVATが免除される。

- 国際交通に関連する特定の取引引き：公海で工業または商業活動に使われる船舶、およびその保守または燃料補給に使われる船舶または航空機
- 生産者が使用する畜産水産物材料（ただし、材料が課税されるのに完成品が免除されるなどの不整合を避けるため、製品自体が免除対象品目であることが条件となる）
- 広告収入を除いた新聞または定期刊行物の執筆、印刷、輸入、販売
- 一定の主要物資、《必須》医薬品、学校の教科書
- 授業料および寮費（一定の条件に基づく）
- 水道（月10立方メートルまで）、電気（月110kWhまで）など、家庭で消費する公益サービスの費用
- 外国の外交・領事事務、および国際機関により公務に使われる商品・サービスであって、相互主義および輸出入割り当ての対象となるもの
- 鉱業製品の販売

- 外債の金利
- 太陽光・風力発電装置に利用される材料および設備
- 医療機関での検査、診断、治療、入院、医学的・生物学的分析および補綴
- 生命・医療保険契約および保険料
- 木材、木製半製品または完成品の国内での加工、特に伐採、加工または組み立て
- HIV/エイズの予防・治療に使われる設備
- 医薬品、および、製薬業に利用される資源、材料、管理設備
- 借り主による農業、畜産および漁業用の特殊設備取得の目的で金融機関の行ったリース取り引き
- 不動産取り引きを事業として行わない者による、あらゆる種類の不動産取り引き

### **14.1.3. 属地主義**

実際の納税者の居住地または本社がカメルーン国外にある場合でも、取り引きがカメルーン国内で行われれば、VATが課税される。

### **14.1.4. 算定方法**

実績課税方式により課税される自然人または法人のみにVATが課税される。

#### **14.1.4.1 税率**

基本税率は17.5%（地方課徴金を加算すると19.25%）である。輸入にも地方課徴金が課税される点に留意すべきである。CEMAC加盟国からの輸入品については、輸入時の課税基準額が低減される。

工業フリーゾーンによる課税対象商品・製品の輸出、および、そこで行われる事業にはVATが課税されない。

納税者は、毎月の申告時、ただし、課税売上額を計上または（提供したサービス）料金を回収した翌月の15日までに、上流部門のVAT控除後のVAT額を税務署に直接かつ自主的に納付する。

#### **14.1.4.2 控除**

実績課税方式で課税される登録納税者の場合、課税対象取り引きに課税される最終税額から課税対象事業の価格の上流に課税されたVATが控除される。

課税対象取り引きの価格に課税されたVATは、取り引きを行った月の税額から控除する。

### 14.1.5. 物品税

1998年7月1日制定の法律98/009号付属IIに定められた物品については、従量もしくは従価制の物品税の課税が規定されている。すなわち、タバコ、特定の飲料、化粧品、宝石・貴石などの贅沢品である。

納税義務者、課税対象事業、免除規定および属地主義に関するVATのルールが物品税にも適用される。

#### 14.1.5.1 税率

一律に次の税率が定められている。

- 基本税率 25%
- 軽減税率 12.5%

税率は、国内で生産または国内に輸入された商品またはサービスに適用される。基本税率に加算される地方課徴金は、国内の商品・サービスおよび輸入品に課税される。

#### 14.1.5.2. 課税対象行為

次の時点で VAT が発生する。

- 販売、交換の場合には、財・商品が生産者、流通業者、卸業者により引き渡された時
- 輸入の場合には、消費される時点

#### 14.1.5.3. 課税標準

輸入の場合には、CEMAC関税法の第23条から第26条に定める課税対象価額に関税を加えて課税標準を決定する。CEMAC加盟諸国から輸入される商品の場合、出荷運送費用を除いた工場渡し価額が課税標準となる。

財の場合：引き渡しの対価として受け取った、もしくは受け取る報酬、財、サービスの総額。

### 14.1.6 特別所得税 (TSR)

国際租税条約の条文に従い、カメルーン国外を本拠とする自然人および法人が、カメルーンを本拠とする事業もしくは施設またはカメルーンの家・地域・地方当局から得た所得には、一律15%の特別税が課税される。一例として、次の報酬に特別所得税が課税される。

- あらゆる文学作品および芸術作品の著作権に対する報酬（様式、価値、ジャンル

または目的を問わない)

- 企業の操業または機能に関連するコンピュータ用アプリケーションまたはプログラムであると理解されるソフトウェアの使用またはその使用権譲渡の対価として得た報酬
- 特許、商標、方法、秘密の調合法を使用するライセンスの販売または賃貸の対価として得た報酬
- 映画フィルム、テレビ番組、映画の賃貸またはこれらのものと上演する権利の譲渡、貸与または許諾による報酬
- 工業的、商業的もしくは科学的実験に関連する情報の提供または工業用、商業用もしくは科学用設備の賃貸による報酬
- 研究、技術、金融、会計の補助による報酬
- 石油会社に依頼され、掘削、調査研究または支援活動に従事する企業が得た報酬
- デジタル・コンテンツを含む視聴覚サービス
- 一般に、カメルーンで提供され、または使われる多様なサービスの報酬として海外で支払いを受けた額

上記の徴収金額および報酬額の総額が課税標準となる。総額とは、特別所得税を含む多様な報酬の総額をいう。

#### 14.1.7. 不動産税

カメルーン国内にある建物付地所または更地には、毎年、不動産税が課税される。次の者は、不動産税が免除される。

- 国、自治体、商業活動または工業活動を行っていない公共機関
- 公立・私立の病院および教育施設
- 宗教団体・文化団体または人道団体による建物の非営利目的利用であって、公共的用途で利用している旨を申告しているもの
- 工業、農業、畜産、漁業に利用する工場・倉庫の建設用地から事務所用建物の敷地を除いたもの
- カメルーンとの協定に署名した国際機関
- 外国の外交代表部（ただし、相互主義に基づく場合）
- また、農業、畜産およびまたは漁業のみに使われる土地も不動産税が免除される。

不動産税の税率は、一律に所有者の申告した土地・建物の資産価値の0.1%である。

#### 14.1.8. 登記手数料

次の取り引きにはそれぞれ次の定率の手数料が課される。

- 建物または事業の売却 15%

- 職業、工業、商業用途での建物の賃貸と転貸、企業の職員または上級管理職を宿泊させる用途での賃貸 10%
- その他の居住用途での賃貸 5%または2%
- 動産の賃貸 5%
- CEMAC加盟国に本社を有する企業の株式または債券の譲渡 2%
- 国、行政機関および公社・第3セクターと署名した調達契約：契約金額が500万FCFA以上の契約については2%、契約金額が500万FCFA未満の契約については5%。ただし、契約した事業の資金の大半を国外から調達する場合は除く。

**次の行為には次の逡減する率の手数料が課される。**

企業の設立および更新であって、その際に構成員間または構成員とほかの関係者との不動産または動産に係る債権債務関係、債務免除または譲渡が関与しないもの、および増資に関連する金融商品は、次の逡減する料率の手数料が課される。

- |                                      |                      |
|--------------------------------------|----------------------|
| - 資本金0～750,000,000FCFA               | 75万FCFAを限度額として2%     |
| - 資本金750,000,001～1,500,000,000FCFA   | 150万FCFAを限度額として1.5%  |
| - 資本金1,500,000,001～3,000,000,000FCFA | 300万FCFAを限度額として1%    |
| - 資本金3,000,000,001～5,000,000,000FCFA | 500万FCFAを限度額として0.5%  |
| - 資本金5,000,000,000FCFA超              | 250万FCFAを限度額として0.25% |

**次の者には、次の逡増する率の手数料が課される。**

販売または買取賃貸目的で住宅を建設する、または単にそのような住宅用のインフラを整備する個人または企業には逡増料金が適用される。ただし、手数料の納付を受けた日から3年以内に販売することが条件となる。

- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| - 金額0～5,000,000FCFA           | 4,000FCFAの定額料金 |
| - 金額5,000,001～10,000,000FCFA  | 2%の定率料金        |
| - 金額10,000,001～15,000,000FCFA | 5%の定率料金        |
| - 金額15,000,001～20,000,000FCFA | 10%の定率料金       |
| - 金額20,000,000FCFA超           | 15%の定率料金       |

#### **14.1.9. 営業税の納付**

営業税は地方税であり、毎年納付する。国籍によらず、カメルーンの一般税法で定める限定された適用免除対象ではない商業、工業、専門職に従事する自然人または法人に課される。

納付額は、前年度の売上額または（新規事業活動の場合には）売上見込額に基づいて算定する。営業税には、料率が0.4%（年間売上額が500万FCFA以上、1,500万FCFA未満の場合）のものから0.075%（年間売上額が20億FCFA以上の場合）のものまで7等級ある。

税率の区分は下表のとおり。：

年間売上額（売り上げ）による区分	等級	税率
売り上げが20億FCFA以上	1	0.075%～0.0875%
売り上げが10億FCFA以上、20億FCFA未満	2	0.0875%～0.0100%
売り上げが5億FCFA以上、10億FCFA未満	3	0.100%～0.108%
売り上げが3億FCFA以上、5億FCFA未満	4	0.108%～0.116%
売り上げが1億FCFA以上、3億FCFA未満	5	0.133%～0.150%
売り上げが1,500万FCFA以上、1億FCFA未満	6	0.158%～0.16%
売り上げが500万FCFA以上、1,500万FCFA未満	7	0.283%～0.400%

#### 14.1.10. 飲料営業付加税の納付

資格を問わず、アルコール飲料またはノンアルコール飲料の製造、卸し売り、または小売りに従事することを許可されているすべての自然人または法人には、飲料営業付加税（liquor licenses）が課税される。

課税対象飲料の販売免許を取得している事業とは別事業としてのミネラルウォーター、風味の有無によらずアルコール分のない抽出物を使った炭酸水の販売または発酵させていない果汁飲料を販売には営業付加税が課税されない。

課税対象飲料を販売する輸入業者、生産者、販売店が飲料営業付加税を納付する。飲料営業付加税は、属人的であり、毎年納付しなければならない。

税額は、次のように定められている。

活動の種類		営業税が課税される活動	均一税の対象となる活動
飲料営業付加税等級	課税対象	営業税額	均一税額
1 級	ノンアルコール飲料	営業税の 2 倍	均一税と同額
2 級	アルコール飲料	営業税の 4 倍	均一税の 2 倍

## **XV. 一般的な税制上の優遇措置**

### **15.1. 再投資に関する税制**

一定の条件の下でカメルーンに再投資する自然人または法人は、法人税または個人所得税の軽減が認められる。中古設備の購入または既存の建物の購入は減税の対象とされない。再投資額は、2,500万FCFA以上でなければならない。

### **15.2. 証券取引優遇税制**

株式をカメルーン証券取引所（DSX）に上場している企業は、証券取引優遇税制の利益を受けることができる。

優遇措置は以下のとおり。：

- 株式資本の20%以上の増資を行う場合は3年間、20%の減税
- 株式資本の20%以上を占める株式の譲渡を行う場合は3年間、25%の減税
- 株式資本の20%未満を増資または譲渡を行う場合、その認可日から3年間、28%の減税
- 上場した年から3年間、30%の法人税減税
- 株式市場に上場している有価証券の譲渡に関する契約または行為は、登記手数料が免除される。
- 法人税、動産資本への課税または国債の利息、地域・地方当局の債券利息、その他の類似の収入、自然人または法人がカメルーンの株式市場で得た純キャピタルゲインに対する課税の免除
- 証券に対する課税の10%の減税

### **15.3. 投資プロジェクト優遇制度**

戦略的重要性を持ち、開発計画の柱となる大規模プロジェクトは、その投資総額が5億CFAフラン以上である場合、投資プロジェクト優遇制度の対象となる。制度の適用を受けた場合、次の優遇措置を受けられる。

- 操業の最初の2年間における営業税の免除
- 設立、更新、増資の際の登記手数料の免除
- プロジェクトに直接関連する不動産譲渡証書の登記手数料の一律5万CFAフランへ減額
- プロジェクトの施設に関連する建築資材の国内での購入および輸入に対するVATの免除



- 設備の設置段階で購入した一定の資産の通常の減価償却率に1.25%を加算した加速償却の適用
- 5会計年度にまたがる赤字の繰り越し

#### **15.4. 公認の経営（支援）センター**

公認の経営（支援）センターは、経営を支援し、会員の納税を指導する。税引後の年間売上額が1億CFAフラン以下の自然人または法人が、公認の経営（支援）センターに加入できる。

##### **15.4.1. 優遇措置**

公認の経営（支援）センターの会員企業は、申告した課税対象利益について50%の控除を受ける権利が与えられている。

## **XVI. 特別税制**

### **16.1. 鉱業法**

採掘活動および鉱業への投資を促進するために鉱業法が制定された。営業免許を有する鉱業部門の事業者は、次の優遇措置を受けることができる。

- 鉱業専用の資材または設備の一時輸入許可
- 資材・交換用部品に課税される関税の免除
- 設備に必要とされる潤滑油に課される税および関税の全面的な免除
- 採掘事業の登記手数料の免除
- 営業税の免除
- 会社の設立証書、更新、増資の登記手数料の1年間にわたる分納
- 法人税（IS）、株式所得に課される法人税（IRCM）、手工芸商工業利益税（BIC）、特別所得税（TSR）、VATの免除

### **16.2. ガス法**

天然ガスの貯蔵、流通、加工、輸送、輸入、輸出、販売などの活動に従事する下流のガス産業が対象となる。営業免許を有するこの業種の事業者は、次の優遇措置を受けることができる。

- 外貨口座の開設
- 保険契約およびコンセッション契約の登記手数料の免除
- 通常は最初の3年間に計上する減価償却費のその後5年間の課税所得からの控除
- 輸入する設備に対する手数料、課税、関税の免除

### **16.3. 石油法**

炭化水素産業の採掘活動および投資を促進するために石油法が制定された（石油に関連する上流部門が対象）。営業免許を有するこの業種の事業者は、次の優遇措置を受けることができる。

- 関税および輸出税の免除
- VATの免除
- 石油事業に直接関連する融資、保証契約、契約の登記手数料の免除
- 特別所得税の適用の選択
- VATおよび情報処理負担金を含む手数料および課税の免除
- 特定の設備に係る関税に関し、5%の優遇税率の適用

## XVII. 林業税

- **伐採税 (Felling tax/Taxe d'abattage)**  
あらゆる伐採許可対象事業における未加工の木材 FOB 価格に基づいて算定する。税率は 2.5% である。
- **森林年間使用料 (Annual forestry royalties/Redevance forestière annuelle)**  
伐採許可を受けた面積に応じて算出され、最低価格および取引価格で構成される。立木を販売する場合の最低価格は 1 ヘクタールにつき 2,500CFA フラン、コンセッションの場合の最低価格は 1 ヘクタールにつき 1,000CFA フラン。
- **輸出付加税 (Export surtax/Surtaxe à l'exportation)**  
特定の樹種または木材には以下が課される：
  - アユース材 1 立方メートルあたり 4,000CFA フラン
  - アユース材を除いた 1 級推奨木材 1 立方メートルあたり 3,000CFA フラン
  - 2 級推奨木材 1 立方メートルあたり 500CFA フラン
- **工場入場税 (factory admission tax/Taxe d'entrée usine)**  
工場に木材を入れる際に課税される。税額は、工場へ持ちこむ際に樹皮を除いて測定するそれぞれの木材の実際の体積に基づいて算定する。税率は、FOB 価格の一律 2.25%。
- **輸送税 (Transport tax/Taxe de Transfert)**  
1 ヘクタールあたり一律 100CFA フラン。

林業関連商品の販売価格は次のように定められている。

- 伐採税額は、各樹種の FOB 価格に基づいて設定される。
- 棒材の価格は次のように定められている。
  - 10cm<sup>3</sup>未満 1本につき 10CFA フラン
  - 10cm<sup>3</sup>から 20cm<sup>3</sup>まで 1本につき 30CFA フラン
  - 20cm<sup>3</sup>超 1本につき 50CFA フラン
- 建築用木材（柱材）の価格は次のように定められている。
  - 30cm<sup>3</sup>未満 2,000CFA フラン
  - 30cm<sup>3</sup>から 40cm<sup>3</sup>まで 3,000CFA フラン
  - 40cm<sup>3</sup>から 50cm<sup>3</sup>まで 4,000CFA フラン
  - 50cm<sup>3</sup>超 5,000CFA フラン
- 薪材の価格は次のように定められている。
  - 薪材 1m<sup>3</sup> : 65CFA フラン
  - 国家管理下にある薪材 1m<sup>3</sup> : 650CFA フラン

- 林業副産物および特別な樹種の価格は、1キログラムにつき10CFAフランに設定されている。
- 流木の価格は、それぞれの樹種のFOB価格をもとに定められている。

## **XVIII. 投資優遇措置**

### **18.1. 民間投資優遇措置法 (the Law relating Fixing Incentives for Private Investment= Loi sur les incitations à l'investissement privé) による優遇措置**

同法では、民間投資を促進し、国内生産を増やす狙いでカメルーン共和国における民間投資を奨励するための優遇措置を定めている。同法に基づいた優遇措置は、カメルーン国民であるか外国人であるか、また居住者であるか非居住者であるかによらず、カメルーン企業の株式資本に関与し、これに資本参加する自然人または法人が対象となる。

その目的とは、力強く、持続可能かつ国民の共有し得る経済成長および雇用促進に向けた活動を展開するために、生産的な投資を奨励し、促進し、誘致することである。

#### **18.1.1. 資格要件**

以下の条件が必要である。

- 操業段階での規模および業種に応じて、投資額が 2,000 万 FCFA 毎に最低でもカメルーン人 1 人を雇用すること
- 売上額の 10% から 25% (税引後) 相当額の輸出
- 投入額の 10% から 25% 程度の天然資源の利用
- 売上額の 10% から 20% (税引後) 相当額の付加価値への寄与

#### **18.1.2. 対象業種**

あらゆる業種、特に次の業種が対象となる。

- 材料加工業であって完成品または半成品を生産するもの
- 一定の埋蔵量のある鉱物資源の採掘および加工
- 同様に一定の条件の下での炭化水素の加工
- 木材の加工を伴った森林開発
- 農業生産およびアグロビジネス
- 既製服製造業
- 畜産業
- 商業漁業および伝統的漁業
- 農産物、畜産物、水産物の加工
- 国内の食品を貯蔵し、保存する活動
- 建築または公共工事に必要な資材の製造
- 建物の建築または公共工事
- 補修用部品の製造に重点を置いた工業用設備の保守

- 船舶の修理
- 技術研究・データ管理活動
- 病院または製薬会社の解析研究所の職員研修
- 原材料、工業的に生産される完成品、半製品の試験、分析、管理のためのラボ
- 宿泊施設（現行の規則に従い格付け対象となり得るもの）
- 観光産業と組み合わせた場合、または行政が観光地として認識している地域に導入された場合に、観光開発に寄与する外食・レジャー活動
- 規則によって認可されている旅行代理店

### 18.1.3. 税制上の優遇措置

次の優遇措置を受けることができる。

- 登録手数料の免除
- 譲渡に係る税金の免除
- 投資額に比例し、総投資額に基づいて決定される技術支援費の控除
- コンセッション契約の登記手数料の免除
- VAT の免除
- プロジェクトに関連する設備および材料の輸入に課税される VAT の免除
- 投資プロジェクトに関連した機器・設備の簡易通関
- 最低税率および法人税の免除または引き下げ
- 配当への課税の減免
- 固定資産税の免除
- 関税の免除

### 18.1.4. 認可手続き

企業が上記の優遇措置のいずれかを受けるには、後述する GUCE (=Guichet Unique des opérations du Commerce Extérieur) の認可を受けなければならない。申請方法は、規則に定められている。カメルーン法の整備状況に関しては、カメルーン共和国への民間投資優遇措置について定める 2013 年 4 月 18 日の法律第 2013/004 号の施行規則がまだ制定されていない。

ただし、当局の発行する認可書には次の記載を含めなければならない。

- 会社名
- 会社の目的、業務内容、場所、投資計画の実施期間およびその経済効果
- 認可した制度の適用開始日および適用期間（設置段階に適用される制度と営業開始段階に適用される制度とは区別される）
- 認可された者への優遇措置
- 国に対する約束、該当する場合にはその他の義務、また、認可された設備、材料、原材料の一覧

- 投資プロジェクトの目的
- 投資計画、金額、従業員、賃金、生産量、輸出量、プロジェクトの進行予定を含む管理方法および条件
- 違反した場合の罰則

税制上の優遇措置の適用期間が通常はプロジェクトの実施契約から10年以上である点に留意すべきである。

## XIX. 租税条約

### **19.1 CEMAC (中部アフリカ経済通貨共同体) 域外**

- 1976 年に署名されたフランスおよびカメルーン間の租税条約 (**Tax Convention between France and Cameroon signed in 1976**) : 二重課税を回避し、所得税、固定資産税、登記手数料と印紙税について相互支援するためのルールを定めることを目的としている。
- 1982 年に署名されたカナダおよびカメルーン間の租税条約 (**The tax treaty between Canada and Cameroon signed in 1982**) : 二重課税を回避し、所得税の脱税を防止することを目的としている。
- 1990 年に署名されたスイスおよびカメルーン間の租税条約 (**The tax treaty between Switzerland and Cameroon signed in 1990**) : 航空輸送事業から得られる所得への二重課税を回避することを目的としている。
- 1999 年に署名されたチュニジアおよびカメルーン間の租税条約 (**The tax treaty between Tunisia and Cameroon signed in 1999**) : 所得税の二重課税を回避することを目的としている。
- OECD 税務行政執行共助条約 (**Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters**) : 脱税を防止するための情報交換を目的としている。

### **19.2. CEMAC 諸国との租税条約**

1966 年に署名された CEMAC 諸国との租税条約 (**Tax treaty between CEMAC States signed in 1966**) は、二重課税を排除することを目的としている。

こうした目的に基づき、CEMAC 加盟各国の法律を調和させるために次のような複数の指令が発令されている。

- 2004 年 7 月 30 日の個人所得税に関する指令 (**The directive relating to personal income tax of 30th July 2004 / Directive relative à l'IRPP du 30 juillet 2004**)

この指令により、すべての CEMAC 諸国に個人所得税の共通税制が導入された。この税制は、特に課税対象となる個人が CEMAC の複数の国で活動している場合、活動しているすべての国で課税するのが困難な場合がある。

- 法人税に関する指令およびその改正 (**The Directive relating to company tax and its amendments/ Directive relative à l'impôt sur les sociétés et ses textes modificatifs**)



この指令は、控除できる費用および課税対象品目の定義の統一、CEMAC 諸国国内法で定めている（技術支援などの）一定の費用の控除制限の解除、法人税の 25%から 40%までの税率区分の導入、譲渡価格決定制度に関するルールの導入、親会社・子会社税制の導入など、すべての CEMAC 諸国について法人税の課税方法を調和させている。

▶ VAT および物品税関税およびその改正に関する指令第 1-99 号 (Directive No. 1-99 on VAT and excise duties and its amendments/ Directive n°1-99 relative à la TVA et aux droits d'accises et ses texts modificatifs)

以下では、共通税制およびその利点を表にまとめた。

● CEMAC 諸国におけるロイヤリティへの課税

	国内法	CEMAC 規則	国内法での源泉徴収率	CEMAC 規則適用後の源泉徴収率
カメルーン	CEMAC 外へ送金される金額については控除不可。分配された利益とみなされる。	控除可	15%	0%
コンゴ共和国	同上	控除可	20%	0%
中央アフリカ	同上	控除可	0%	0%
ガボン	同上	控除可	10%	0%
赤道ギニア	同上	控除可	12%	0%
チャド	赤字の場合、分配された利益とみなされる。	控除可	25%	0%

● CEMAC 加盟国における技術支援への課税

	国内法による控除の上限	CEMAC 規則	国内法での源泉徴収率	CEMAC 規則適用後の源泉徴収率
カメルーン	10%：公共工事関連企業については売り上げの 5%	全額控除	15%	0%
コンゴ共和国	20%：公共工事関連企業については当期売り上げの 2%	全額控除	20%	0%
中央アフリカ	課税利益の 10%	全額控除	0%	0%
ガボン	送金額の内訳を示す	全額控除	10%	0%
赤道ギニア	課税利益の 10%	全額控除	12%	0%
チャド	課税利益の 10%	全額控除	0%	0%

● CEMAC 加盟国における利息への課税

	国内法で定められる控除	CEMAC 規則	国内法での源泉徴収率	CEMAC 規則適用後の源泉徴収率
カメルーン	利益の 10%：ただし、実態としてはこの上限は適用されていない。	全額控除	16.5%	0%
コンゴ共和国	控除可	N/A	20%	0%
中央アフリカ	控除可	N/A	15%	0%
ガボン	控除可	N/A	10%	0%
赤道ギニア	控除可	N/A	40%	0%
チャド	控除可	N/A	20%	0%

● CEMAC 加盟国における配当への課税

	国内法での税率	CEMAC 規則適用後の源泉徴収率	子会社利益の分配に係る税率	CEMAC 規則適用による課税免除
カメルーン	16.5%	16.5%	16.5%	対象外
コンゴ共和国	20%	20%	無	N/A
中央アフリカ	15%	15%	無	N/A
ガボン	20%	20%	20%	対象外
赤道ギニア	40%	40%	40%	対象外
チャド	20%	20%	20%	対象外

※配当の再分配の際に、源泉徴収額を控除することにより二重課税を排除

## **XX. カメルーンの関税制度**

### **20.1 カメルーンの税関組織**

税関の組織は、管理局および警備隊が中心となっている。

#### **20.1.1. 管理局 (*Custom offices/ Bureaux de douanes*)**

管理局は、通関手続きを担当している。このため、次の任務が与えられている。

- 通関申告書の受理および検査
- 税の算出および確定
- 不正および規則違反の監視
- 通関停止手続きおよび簡易手続きの管理

#### **20.1.2. 警備隊 (*Custom brigades/ Brigades de douanes*)**

国境の監視および現場での通関業務を担当している。また、警備隊は、税関の一定の部門で現場勤務 (active service) と呼ばれる警備活動も行っている。

##### **20.1.2.1. 輸入制度**

いかなる個人または法人も、原則としてカメルーンに物品を輸入することができる。しかしながら、輸入品の性質により、特定の品目を輸入する場合には認可・免許を受け、品質・包装に関するルールまたは一定の手続きに従わなければならない場合がある。通関業務に従事できるのは、フォワードラーのみである。

## CEMAC 域内からの輸入

CEMAC 域内では物品およびサービスの自由な移動が原則であり、物品への関税および租税が免除される。

品目	特別輸入許可	適合証明書	検印 マーキング	輸入禁止
武器	○			
爆発物	○			
放射性物質	○			
危険な消費者製品	○			
環境に有害な化学物質	○			
小麦粉		○		
ジュート・バッグ		○		
ヨーグルト		○		
ガス容器		○		
練乳		○		
鉄板		○		
麺類		○		
繊維・衣類（パーニユ、綿タオル等）			○	
殺虫剤（エアゾール）			○	
マッチ			○	
電池			○	
ミネラルウォーター			○	
ノート類			○	
模倣品				○
未知の製品				○

**特別許可**：一定の製品を輸入するには、管轄省庁の発行する特別許可を事前を取得する必要がある。一般にさまざまな理由により危険物とみなされる物品が対象となる。

**輸入基準適合証明**：物品が輸入条件に適合しているかが求められる。

**検印・マーキング**：国内製品と競合する一部の物品は、検印およびマーキングが要求される。

### 輸入禁止品目：

関税法第 51 条(b)により、以下のものは絶対的禁止品目であり、その入国、倉置、トランジット、国内流通が禁じられている。

- ・ 製造国または原産国の名称、および「輸入品」であることを明瞭に表示していない加工品または天然物の外国品

- ・あらゆる明白な模倣品、
- ・商標または商号、標識その他の表示に関する協定に調印した国または原産国で製造されていると誰もが誤認するような商標または商号、標識その他の表示を、商品それ自体、またはその包装、容器、封筒、ラベルなどに掲げている加工品または天然物の外国品。

## CEMAC域外からの輸入

原則として自由に輸入できるものの、次の関税および租税が課税される。

- 関税：5%から 30%
- VAT
- 情報処理負担金：0.45%（IT 関連事業所向けの輸入の場合）
- 源泉徴収追徴税：1%（納税者カードを所持していない場合は 5%）
- 物品税（対象商品のみ）：25%
- 共同体統一税（TCI）：1%
- 動物検疫税（ISV）
- 植物検疫税（TPS）：1 トンにつき 50CFA フラン

### ➤ 20.1.2.2. 輸出制度

カメルーンが原産国であるかどうかにかかわらず、関税法令を遵守し、物品を自由に輸出することができる。原材料、カメルーンの地表および地下からとれる産品（ゴム、ココア、コーヒー、バナナ、綿など）には輸出税が課税されない。ほかの製品には、FOB 価格の 2%の輸出税が課税される。

輸出許可対象品目：絶滅危惧種の次の動植物：

- 大型類人猿およびキツネザル
- パンダ、南米のサル
- チーター、ヒョウ、トラ、Grand Baluni
- ゾウ、サイ、ツル、ヘビ、オウム、カメ、Oiseau de Prose など

### ➤ 輸入者／輸出者による登録申請

この申請は、商品、製品、サービスのカメルーンからのまたはカメルーンへの輸出入を監視するためのものであり、商業省に行う。申請書類には、次の文書を含めなければならない。

- 申請する会社のレターヘッドが印刷され、代表者が押印、署名した申請書
- 営業税納付証明書の認証された写し

- 商業登記簿の登記事項の認証された写し
- 納税カードの認証された写し
- Cameroon National Shippers Council/ Conseil National des Chargeurs du Cameroun (CNCC) への 1 万 CFA フランの年間手数料が支払い済みであることを確認できる CNCC によって発行された領収書または CNCC に送付した郵便為替の控え
- 初回登録手数料 1 万 5,000FCFA または更新手数料 1 万 FCFA が納付済であることを確認できる、貿易局会計担当により発行された領収書
- 輸出に関する宣誓供述書

申請者は、不足なく申請書類を作成し、商業省に提出する。上記の金額以外のいかなる追加費用も支払う必要はない。

### ▶ 20.1.2.3. 課税停止制度

#### トランジット

トランジットとは、税関領域内の特定地点からのものを含め、物品をその仕向け先に輸送する行為をいう。

#### 貿易手続きのワンストップショップ

*(GUCE=Guichet Unique des opérations du Commerce Extérieur)*

GUCE は、対外貿易に関する手続きを促進し、申請書類の可能な限り迅速な処理を保証するために各省庁の窓口を一本化した営利団体である。GUCE に加入できるのは、公認の通関業者および自動車の輸入業者のみである。

#### 問い合わせ

電話：(237) 33 43 60 88 / (237) 33 41 02 45 / (237) 33 41 02 46

ファックス：(237) 33 43 60 78

住所：Bonanjo, Douala, Cameroon 電子メール：hotline@guichetunique.org

### ▶ 20.1.2.4. 保税倉庫制度

保税倉庫制度により、一定の条件の下で物品を保管し、その品目に本来適用される関税および租税、輸入禁止その他の経済的・通関手続きの適用を停止させることができる。

### ▶ 20.1.2.5. 通常の一時的輸入

税関管理区域内で製造・加工される物品を一時的に輸入する際に、輸入関税および輸入税の課税を一時的に停止させる場合、通常はこの制度による。

### ▶ 20.1.2.6. 特別な一時的輸入

これは、土木工事関連企業が一時的に輸入する物品への関税および租税を免除する制度である。

#### ▶ 20.1.2.7. 関税評価額

評価額は、特に物品に課税する税額を関税評価額に基づいて算定するため、税関規則を適用する際の重要な要素であり、物品の性質または原産地に左右される<sup>3</sup> 4。

関税評価額は、取引価格、すなわち商品に対して実際に支払った価格であり、識別かつ量化可能な要素がある場合は、それらの要素を増価・減価した価格である。

また、輸出の場合には、カメルーンの税関管理区域を出る時点での商品の価格に（すなわち、外国の購入者が商品の供給を受けるために支払った総額）、または必要に応じてこれに国境への輸送費用を加え、輸出関税および国内税を除いた額を評価額として申告する。

### 20.1.3. 簡易通関手続き

#### ▶ 20.1.3.1. 輸入処理手続き

これは、国内で加工、処理または修理した後に輸出される商品について、税関管理区域内に入ることを認めつつ、その間の租税または関税の適用を停止する通関手続きである。税関長の許可を受ける必要があり、許可条件は、その許可証に明記されている。

#### ▶ 20.1.3.2. 輸出処理手続き

これは、外国で製造、加工または修理した後に再輸入するために税関管理区域内で自由に流通している商品を一時的に輸出する手続きであり、再輸入する際に租税および関税の全額または一部が免除される。税関長の許可を受ける必要があり、許可条件は、その許可証に明記されている。

### 20.1.4. 戻し税制度

この制度は、輸出品に含まれるか、またはこれを製造する過程で消費される商品または製品を輸入する際に課税された関税および輸入税の全額または一部について、輸出する際に払い戻しを受ける制度である。しかしながら、対象品目は、中部アフリカ経済関税同盟（UDEAC）の閣僚理事会で決定される。

### 20.1.5. 加工制度

国内で消費される商品に関しては加工制度の適用が可能である。流通前に税関の検査の下、加工もしくは精練を加えることが承認されたものについては、直接消費にまわされる輸入品よりも低率の関税・諸税が適用される。

---

<sup>3</sup> 関税と諸税の税率は関税表に従って決定される。

<sup>4</sup> 原産地に応じてさらに細かい輸入制限が存在する。

➤ **通関手続き**

通関手続は通関業者が行う。以下のものを含む 5 段階で行う。

- 輸入検査証明書 (AVI= Attestation de Vérification à l'Importation) の申請  
(共同体関税適用規則 (DAC= Dispositions d'Application du code des douanes Communautaire) に従った申請および証拠の提示後)
- 税関の IT 部門による税関申告書の処理
- 通関申請の処理
- 関税の支払い
- 通関許可の取得
- 通関手続

➤ **倉庫に関する手続**

税関の倉庫を利用するには、税関長に申請し、許可を得る必要がある。申請を裏付けるために、以下の書類が必要である。

- 銀行保証
- 住所証明
- 納税者の住所を示した地図の写し
- 物品のリスト
- 免許
- 納税証明